

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月29日

【事業年度】 第42期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

【会社名】 株式会社極楽湯ホールディングス

【英訳名】 GOKURAKUYU HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長グループCEO 新川 隆 丈

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町二丁目4番地

【電話番号】 03(5275)4126(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員CFO 鈴木 正 守

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麹町二丁目4番地

【電話番号】 03(5275)4126(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員CFO 鈴木 正 守

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第38期	第39期	第40期	第41期	第42期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (千円)	13,758,212	13,961,547	15,990,274	14,597,905	10,547,592
経常利益又は 経常損失( ) (千円)	703,195	473,104	172,650	707,200	926,319
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失( ) (千円)	287,560	251,536	2,281	3,264,590	3,081,603
包括利益 (千円)	48,950	338,789	211,630	4,871,553	3,280,605
純資産額 (千円)	7,143,863	9,644,621	8,878,987	3,966,197	1,330,993
総資産額 (千円)	19,171,393	22,259,954	23,510,708	21,510,451	18,514,720
1株当たり純資産額 (円)	377.51	445.73	422.65	212.62	55.32
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失( ) (円)	21.16	15.65	0.13	196.67	179.55
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	18.75	14.61	0.13	-	-
自己資本比率 (%)	28.0	34.6	29.7	16.5	5.5
自己資本利益率 (%)	5.5	3.8	0.0	62.0	135.1
株価収益率 (倍)	41.7	44.4	4,440.9	2.0	1.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,442,284	1,105,896	1,625,386	1,885,428	122,578
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,560,648	2,304,431	5,301,306	1,884,875	275,489
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	61,421	2,594,568	489,237	2,260,562	103,273
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	4,638,057	6,061,719	2,792,704	4,989,750	4,788,176
従業員数 (名)	749	579	608	509	381
[ほか、平均臨時雇用者数]	[746]	[742]	[801]	[835]	[601]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等を第40期の期首から適用しており、第39期に係る総資産額及び自己資本比率については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

3 当社グループの業績をより適切に開示するために、第40期の連結会計期間から、12月末日が決算日である中国子会社は、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用する方法に変更しております。

4 第41期及び第42期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次		第38期	第39期	第40期	第41期	第42期
決算年月		2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高	(千円)	8,245,528	750,194	734,836	501,005	242,672
経常利益又は 経常損失( )	(千円)	483,999	220,389	280,691	189,259	199,302
当期純利益又は 当期純損失( )	(千円)	292,671	135,037	209,710	2,316,808	1,314,785
資本金	(千円)	2,553,950	3,621,302	3,664,741	3,683,193	3,683,193
発行済株式総数	(株)	15,127,400	18,207,500	18,458,800	18,562,200	18,562,200
純資産額	(千円)	5,309,017	7,546,315	7,183,409	4,827,465	4,119,365
総資産額	(千円)	13,739,873	16,463,871	16,975,382	17,007,305	15,735,010
1株当たり純資産額	(円)	366.50	427.62	422.28	274.97	206.13
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	6.00 (0.00)	6.00 (0.00)	6.00 (0.00)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失( )	(円)	21.54	8.40	12.28	139.57	76.60
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	18.43	7.84	11.86	-	-
自己資本比率	(%)	37.9	44.9	41.1	26.9	24.2
自己資本利益率	(%)	5.9	2.1	2.9	40.1	31.3
株価収益率	(倍)	41.0	82.7	48.3	2.8	4.5
配当性向	(%)	27.9	71.4	48.9	-	-
従業員数 [ほか、平均臨時雇用者数]	(名)	137 [1]	149 [-]	10 [-]	10 [-]	7 [-]
株主総利回り (比較指標：JASDAQ INDEX)	(%)	161 (120)	128 (159)	111 (138)	73 (120)	66 (172)
最高株価	(円)	1,394	864	795	593	454
最低株価	(円)	506	674	466	326	299

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等を第40期の期首から適用しており、第39期に係る総資産額及び自己資本比率については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

3 第38期及び第39期における損益変動の主な理由は、2017年1月1日付で当社が会社分割を実施し、持株会社制へ移行したためであります。

4 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

5 第41期及び第42期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

## 2 【沿革】

年月	概要
1980年4月	三洋実業株式会社（現、株式会社極楽湯ホールディングス）を設立
1984年8月	株式会社フォーラムに商号を変更
1993年4月	株式会社自然堂（東京自然堂 - 1999年4月の合併で消滅）を設立
1996年12月	F C 1号店としてスーパー銭湯極楽湯古川店を開店
1997年3月	株式会社フォーラムを株式会社自然堂に商号変更 （大阪自然堂 - 1999年4月の合併により存続）
1998年3月	直営1号店としてスーパー銭湯極楽湯奈良店を開店
1999年3月	F C 3店舗（大成店、麻生田店、多賀城店）を開店
1999年4月	大阪自然堂が東京自然堂を吸収合併 存続会社名を株式会社自然堂とする
2000年3月	直営2店舗（福島店、宇都宮店）、F C 4店舗（佐賀店、人間店、取手店、香椎店）を開店
2001年3月	F C 4店舗（鎌ヶ谷店、南草津店、南福岡店、名取店）を開店
2002年3月	直営2店舗（彦根店、幸手店）、F C 4店舗（浜松幸店、東大阪店、小倉店、長崎店）を開店
2002年11月	日本証券業協会に店頭売買有価証券として株式を登録（現、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード））
2003年3月	直営1店舗（柏店）、F C 3店舗（枚方店、八戸店、長岡店）を開店
2004年3月	直営2店舗（茨木店、堺泉北店）、 F C 3店舗（浜松佐鳴台店、尼崎店、さっぽろ弥生店）を開店
2004年6月	第三者割当増資を実施 資本金1,334,080千円
2005年3月	直営1店舗（和光店）、F C 1店舗（仙台泉店）を開店
2006年3月	直営4店舗（大和橿原店、金沢野々市店、横浜芹が谷店、豊橋店）、 F C 3店舗（さっぽろ手稲店、仙台南店、吹田店）を開店
2006年4月	第三者割当増資を実施 資本金2,030,281千円
2006年7月	株式会社自然堂を株式会社極楽湯に商号変更
2007年1月	株式分割（普通株式1株につき5株）を実施
2007年3月	直営4店舗（青森店、多摩センター店、福井店、津店）を開店
2008年3月	直営2店舗（宮崎店、三島店）、F C 1店舗（福島いわき店）を開店
2009年3月	F C 2店舗（札幌美しが丘店、福島郡山店）を開店
2010年3月	直営2店舗（千葉稲毛店、上尾店）を開店、F C 1店舗（吹田店）を直営化
2011年4月	極楽湯（上海）沐浴有限公司を設立（現、極楽湯（上海）沐浴股份有限公司）
2013年2月	直営1店舗（極楽湯 碧雲温泉館）を開店
2013年4月	直営1店舗（福島店）をF C 化
2014年4月	直営1店舗（水戸店）を開店、極楽湯中国控股有限公司を設立
2014年8月	直営1店舗（RAKU SPA 鶴見）を開店
2014年10月	F C 1店舗（浜松佐鳴台店）を直営化
2015年2月	直営1店舗（極楽湯 金沙江温泉館）を開店
2015年10月	F C 1店舗（京王高尾山温泉）を開店
2016年3月	F C 1店舗（鷹山の湯）を開店
2016年8月	浜松佐鳴台店を改装し、RAKU SPA Cafe 浜松に店名変更
2016年11月	直営1店舗（極楽湯 金銀潭温泉館）を開店

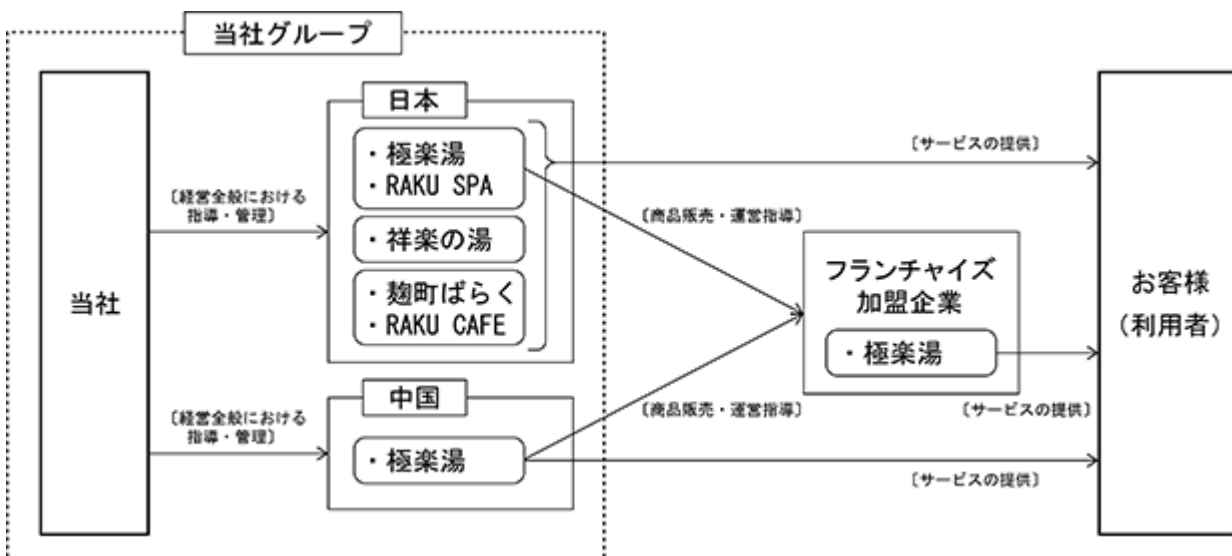
2017年 1月	新設分割を実施 持株会社制度に移行 株式会社極楽湯を株式会社極楽湯ホールディングスに商号変更 新たに事業会社、株式会社極楽湯（100%子会社）を設立
2017年 8月	第三者割当増資を実施 資本金3,560,694千円
2017年 9月	直営1店舗（麴町ばらく 四ツ谷店）を開店
2017年11月	F C 1店舗（極楽湯 青島紅樹林館）を開店
2017年12月	F C 1店舗（極楽湯 川沙温泉館）を開店
2018年 2月	直営1店舗（極楽湯 嘉定温泉館）を開店
2018年 6月	直営1店舗（RAKU SPA GARDEN 名古屋）を開店
2018年10月	F C 1店舗（極楽湯 博大温泉館）を開店 直営1店舗（極楽湯 嘉定温泉館）をF C化
2018年11月	自己株式の取得
2019年 1月	直営1店舗（極楽湯 欧亜温泉館）を開店
2019年 2月	直営1店舗（麴町ばらく 晴海トリトンスクエア店）を開店
2019年 3月	直営1店舗（RAKU SPA 1010 神田）を開店
2019年 7月	株式会社タカチホより事業譲渡を受け直営5店舗（女池店、松崎店、槇尾店、富谷店、羽生温泉）を開店
2019年10月	F C 1店舗（極楽湯 宝山温泉館）を開店
2020年 1月	F C 1店舗（南草津店）を閉店
2020年 3月	F C 1店舗（福島店）を閉店
2020年 4月	株式会社エオネックス、株式会社利水社、株式会社湯ネックス（祥楽の湯 一宮店、津幡店）をグループ化
2020年 6月	直営1店舗（RAKU CAFE 門前仲町）を開店
2020年11月	直営1店舗（極楽湯 金銀潭温泉館）をF C化
2021年 1月	直営1店舗（奈良店）を閉店 F C店1店舗（極楽湯 即墨温泉館）を開店
2021年 4月	直営1店舗（宮崎店）をF C化
	(2021年 6月現在の店舗数)
	極楽湯・RAKU SPA 日本 直営 28店舗 F C 14店舗 海外 直営 3店舗 F C 6店舗
	麴町ばらく 日本 直営 1店舗
	RAKU CAFE 日本 直営 1店舗
	祥楽の湯 日本 グループ 2店舗 合計55店舗

### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び当社の連結子会社13社を中心に構成されており、温浴事業を中核事業としております。

当社グループは、日本と海外（中国）で「極楽湯」・「RAKU SPA」の名称にて温浴施設を展開しており、現在、日本国内で「極楽湯」・「RAKU SPA」42店舗（直営28、フランチャイズ14）、海外（中国）で「極楽湯」9店舗（直営3、フランチャイズ6）を出店しております。直営店では温浴施設の入館料収入及び飲食収入、整体や理髪、物販等の収入を得ており、フランチャイズ店では加盟契約に基づき、スーパー銭湯経営に関する商品販売収入とノウハウ等の提供によるロイヤリティ収入等を得ております。また、日本国内において、温浴施設「祥楽の湯」2店舗（持分法適用関連会社による運営）に加え、関連事業として「麴町ばらく」1店舗（直営）及び「RAKU CAFE」1店舗（直営）を出店しております。

当社グループの事業系統図は次のとおりであります。なお、主要な関係会社については、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」をご参照ください。



## 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な 事業の内 容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容	
(連結子会社)						
株式会社極楽湯	東京都 千代田区	40,000	温浴事業	100.0	資金の貸付、 役員の兼任3名	(注)1,4,10
合同会社極楽湯東日本	東京都 千代田区	0	温浴事業	100.0	資金の貸付 役員の兼任1名	(注)1
極楽湯中国控股有限公司	中国香港	2,881,364	温浴事業	51.0	資金の貸付、 役員の兼任3名	(注)1
上海極楽湯企業管理集团有限公司	中国上海市	627,921	温浴事業	51.0 (51.0)	資金の貸付、 役員の兼任3名	(注)1
Gokurakuyu China Spa & Hotels Limited	ケイマン 諸島	2,873	温浴事業	51.0 (51.0)	資金の貸付、 役員の兼任3名	
極楽湯(上海)沐浴股份有限公司	中国上海市	1,118,331	温浴事業	50.9 (50.9)	資金の貸付、 役員の兼任4名	(注)1
極楽湯(上海)沐浴管理有限公司	中国上海市	850,000	温浴事業	50.9 (50.9)	資金の貸付、 役員の兼任1名	(注)1
極楽湯(武漢)沐浴有限公司	中国湖北省 武漢市	850,000	温浴事業	51.0 (51.0)	資金の貸付、 役員の兼任1名	(注)1,6
極楽湯(上海)建築方案諮詢有限公司	中国上海市	16,179	建築設計 事業	50.9 (50.9)	資金の貸付、 役員の兼任1名	(注)7
極楽湯(蘇州)酒店管理有限公司	中国江蘇省 蘇州市	32,037	温浴事業	50.9 (50.9)		
吉林極楽湯酒店管理有限公司	中国吉林省 長春市	516,642	温浴事業	51.0 (51.0)	資金の貸付	(注)1,8
旅籠(上海)酒店管理有限公司	中国上海市	253,770	温浴事業	23.0 (23.0)	資金の貸付、 役員の兼任1名	
極楽湯(杭州)酒店管理有限公司	中国浙江省 杭州市	259,164	温浴事業	50.9 (50.9)	資金の貸付	(注)9

(注)1 特定子会社であります。

2 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している子会社はありません。

3 「議決権の所有割合」欄の( )内は、間接所有する議決権の比率を内数で記載しております。

4 株式会社極楽湯は債務超過会社であり、債務超過額は2,465,443千円であります。

5 合同会社極楽湯東日本は債務超過会社であり、債務超過額は130,445千円であります。

6 極楽湯(武漢)沐浴有限公司は債務超過会社であり、債務超過額は1,121,508千円であります。

7 極楽湯(上海)建築方案諮詢有限公司は債務超過会社であり、債務超過額は7,961千円であります。

8 吉林極楽湯酒店管理有限公司は債務超過会社であり、債務超過額は443,338千円であります。

9 極楽湯(杭州)酒店管理有限公司は債務超過会社であり、債務超過額は124,802千円であります。

10 株式会社極楽湯については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1)売上高	7,801,171千円
(2)経常損失( )	723,389千円
(3)当期純損失( )	2,476,899千円
(4)純資産額	2,465,443千円
(5)総資産額	8,223,825千円

## 5 【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
日本	162(601)
中国	219(-)
合計	381(601)

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。  
 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。  
 3 前連結会計年度末に比べ従業員数が128名減少しております。主に、極楽湯(武漢)沐浴有限公司が運営する直営店「極楽湯 金銀潭温泉館」をフランチャイズ店に移行したことによる減少であります。

## (2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
7(-)	42.2	8.3	6,182

セグメントの名称	従業員数(名)
日本	7(-)
合計	7(-)

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。  
 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
 3 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

## (3) 労働組合の状況

労働組合はありませんが労使関係は安定しております。



## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

#### (1) 会社の経営の基本方針

温浴施設「極楽湯」において、時代の変化や顧客ニーズを的確に捉えた、質の高いサービスを提供することで、顧客満足度を高め、企業として適切な利益を安定的に獲得する

あらゆるステークホルダーを重視した経営を行い、その健全な関係の維持・発展に努める

各地域の文化や慣習を尊重し、地域に根ざした企業活動を通じて、経済・社会の発展に貢献する

「開かれた企業経営体質」を基本に、危機管理体制の構築と法令遵守を徹底する

ホスピタリティ、チャレンジ精神、経営マインドを持った人材を育成する

この経営方針のもと、経営基盤の拡充及び経営の効率化を図り、企業価値の最大化に努めてまいります。

#### (2) 目標とする経営指標

当社グループは、既存店と新店それぞれ店舗の改装や企画イベント、安心・安全の付加価値のあるサービスを通じて顧客満足度を高め、来店客数と売上高、店舗利益の向上を図るとともに、新モデルや新業態の店舗等の開発により顧客の増大を目指しております。来店客数と売上高の拡大に加え、コストや業務の効率化を推進することを重視した経営により、収益体質の強化に努めております。

#### (3) 経営環境及び中長期的な会社の経営戦略、会社の対処すべき課題

当社グループを取り巻く日本の経済は、企業業績、雇用・所得環境の改善により堅調な動きを示していましたが、消費税率引き上げ後の個人消費の落ち込みが見えはじめたところへ、新型コロナウイルスの感染拡大によるインバウンド需要の縮小や外出自粛など人流の抑制が大きく影響し、先行き不透明な状況で推移しております。

中国では、新型コロナウイルスの影響により出入国に関する厳しい制限が依然続いておりますが、中国国内における移動制限の解除等により入出が正常化しており、個人消費は堅調に増加、外食などのサービス支出も回復してきております。

このような中、以下の中長期的な会社の経営戦略により、対処すべき課題に対して取り組んでまいります。

##### 出店戦略の再構築

日本においては、60店舗体制の確立に向けて今後も直営店出店に重点をおいた店舗開発に取り組んでまいります。当面の間は、新型コロナウイルスの安全対策を推進し、既存店のお客様や従業員の安心、安全性を高めることにより、来店客数を以前のように出来るだけ早く戻すこと、また顧客ニーズを汲み取り、新たな売上拡大を目指すこと等により、売上高の早期回復を目指して取り組んでまいります。

中国においては、既存店の業績回復や業績向上に向けてコスト削減等の出来る限りのことに取り組むとともに、新たな店舗の出店に向けて準備を進めてまいります。併せて、「極楽湯ブランド」の確立とスピーディーな浸透を図るべく海外企業との連携の強化やフランチャイズ事業を含めた様々な事業展開に取り組んでまいります。

##### 人材の確保・育成

日本においては、60店舗体制の確立及び直営店に重点を置いた出店戦略を推進していくに当たり、店舗数及び業容の拡大に対応できる人材の確保及び育成が重要であると考えております。また、中国においては、“安心・安全”や“心からのおもてなし”など当社グループの根幹となる考え方やサービスへの理解をより一層深めるべく、指導・育成に力を入れて取り組んでまいります。なお、新型コロナウイルスに係る感染防止対策として、「お客様の安心・安全を最優先にした店舗づくり」を全従業員一同一丸となって取り組んでまいります。

##### 衛生管理及び設備の維持管理

当社グループは、衛生管理の徹底を最重要事項として取り組んでおります。お客様に快適かつ安心してご利用いただけるよう、営業中の定期的な水質検査や浴場配管設備の清掃を徹底しております。なお、新型コロナウイルスの影響により、全店舗、店内のアルコール消毒を徹底するとともに、来店されるお客様にも手のアルコール消毒やマスクの着用をお願いするなど、感染症が拡大することのないよう、お客様が安心かつ安全と感じられる清潔な施設環境の維持に努めてまいります。また、施設の経年劣化に伴って設備の維持管理が重要となりますので、店舗設備のメンテナンスにも適宜対応いたします。

##### 新形態の温浴施設の開発

当社グループがこれまでに蓄積してまいりました温浴施設を核とした店舗開発・運営に関するノウハウを活かしつつ、新型コロナウイルス対策を盛り込んだ新たなスタイルの新型店舗に加え、様々な業態とのコラボレーションや従来の郊外型施設とは異なる“都市型温浴施設”など、これまでの形態や立地にとらわれ過ぎることなく、より魅力的な付加価値の高い、新たなスタイルの施設開発を国内外で展開することに取り組んでまいります。

## 子会社等の経営

当社は、持株会社としてグループ経営戦略の策定及び子会社の経営管理・指導をしております。日本で温浴事業を中心に展開する「株式会社極楽湯」、中国で温浴事業を展開する「極楽湯中国控股有限公司」（中国エリア統括会社）等の子会社の経営が適正かつ健全に行われるよう、積極的にサポートをしております。引き続き、当社グループのブランド力の向上及び業績への貢献を図るべく、日本と中国における事業展開を円滑に推進できるよう努めてまいります。

## 2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 退店について

当社グループの直営店は基本的に土地を購入せず、土地の有効活用を考える地主等から、定期借地権を設定して賃借する型を取っております。その賃貸借期限が切れた場合もしくは中途解約する場合は原則として、建物を撤去し、現状復帰して返却する必要があり、その現状復帰費用は当社グループの負担となり、該当する店舗においては資産除去債務を計上しているものの、状況により追加費用等により業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 法的規制等について

当社グループはスーパー銭湯を開業、営業するに際して、公衆浴場法のほか、食品衛生管理法、建築基準法等の法令並びに地方自治体の条例、各種行政指導による規制を受けます。当社グループはこれらの法令等の遵守を徹底しており、当局に対して十分に事前打合せや問合せを行っておりますが、万が一、営業許可が下りなかった場合、もしくは承認が長引いた場合は出店計画の修正を余儀なくされ、また既存店舗で法令違反が起きた場合は営業停止等の行政処分によって業績に大きな影響が出ると予想されます。また、これら規制が強化された場合、当社グループが負担するコストが上昇し、業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

### (3) 水質管理について

公衆浴場において最も大切なものとして浴槽内の水質管理が挙げられます。温浴施設でのレジオネラ属菌による事故が同業店舗で過去に発生していることもあり、当社グループでは誰もが安心・安全に入浴できるよう徹底した水質検査に努めております。具体的には従業員が各浴槽を一時間毎に巡回し目視及び検査試薬による水質検査を実施し絶えず安全を確認しておりますが、万が一、レジオネラ属菌による事故等が起こった場合、「極楽湯」、「RAKU SPA」としてのブランドが低下し、来店客数が減少する恐れがあります。また、営業停止処分が解除された後も評判が回復するまで時間を要したり、十分に回復しない恐れがあります。

### (4) 店内で提供する飲食について

当社グループは、店内に飲食スペースを設けており、食品衛生管理法の規制対象として管轄保健所から営業許可を取得しております。定期的な衛生検査等食品衛生管理の遵守を心掛けており、安心安全な食材を提供することを徹底しておりますが、万が一、食中毒が発生した場合には営業停止等の行政処分によって業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (5) 管理体制について

小規模組織にて運営しておりますが、内部管理体制もこのような規模に応じたものとなっております。今後は事業の拡大に備えて人材の確保・育成に一層の充実を目指しておりますが、人材等の充実が適切かつ十分に進まなかった場合、或いは既存の人材が流出した場合は当社グループの業務執行に支障が生じる可能性があります。

### (6) その他店舗運営について

当社グループの店舗運営は関係法令に則り、店舗勤務の従業員全員へ店舗運営マニュアルによる指導・教育を徹底し、厳格に管理体制を強化しておりますが、設備運転及び薬品取扱い等での事故のリスクが存在します。これらのリスクに対しては、従業員の指導・教育により発生を予防するとともに必要な保険措置を行うことで、業績への影響を軽減しております。また、大規模な自然災害が発生した場合は、人材、商品、電力の確保に影響が生じ、店舗運営に支障をきたすリスクが依然として存在します。また、電気、ガス、水道、電話などのライフラインが広範囲にわたって長期的に機能停止になった場合には、営業時間の短縮や休業等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

### (7) 顧客情報管理について

当社グループは会員に対して各種サービスを提供していることから、恒常的に顧客の機密情報管理には社員教育

と守秘義務の認識を醸成し、顧客情報の漏洩防止に努めております。また、システム保守管理に関する委託先企業の社員に対しても当社グループ社員同様厳しく指導しておりますが、万が一、顧客情報が外部に漏れた場合には顧客からのクレームを受け、或いは損害賠償請求を受ける可能性があります。かかる場合には、信用失墜による来店客数の減少等により業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

(8) 固定資産の減損について

当社グループは、有形固定資産及びソフトウェアなどの固定資産を保有しております。これらの資産について、経営環境の変化等で、その収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合には、帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として計上することとなるため、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) F C加盟店における不祥事及び経営状態について

当社グループは、F C加盟店とフランチャイズ契約を締結することにより「極楽湯」ブランドでの店舗運営を認めておりますが、F C加盟店の不祥事等によって、直営店及び他のF C加盟店に対するお客様の信頼が失墜し、当社グループ店舗全体の来店客数が減少する恐れがあります。加えて、フランチャイズ契約先の経営状態等により、フランチャイズ料及び貸付金等の債権が回収できない可能性があります。

(10) 海外への事業展開に係わるリスク

当社グループは、日本だけでなく、中国にて温浴施設を展開しております。現在、直営及びフランチャイズ形式で新たな出店計画も進んでおります。今後、中国の政治的・経済的要因により、法律や税制上の諸規制の変更、未整備な社会制度・社会基盤、投資規制・収益の本国送金規制、その他の経済的、社会的、政治的な事情等に起因する事業活動に対する障害が顕在化するリスクが内在し、これらの問題が発生した場合、海外における事業活動に支障をきたし、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 為替変動のリスクについて

当社は、中国に連結子会社を有しております。当該連結子会社の外貨建ての売上高等は、連結財務諸表の作成時に円換算するため、換算時の為替レートが元安に大きく変動した場合には、現地通貨の価値は変わらないものの、換算後の売上高等が減少し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社は、当該連結子会社に対して外貨建て債権を有しております。当該債権は為替レートが元安に大きく変動した場合には、為替差損が発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 電気料金等の上昇について

電気料金等、エネルギーに係る費用は著しく変動する可能性があります。これらのエネルギーコストの増大により、当社グループがサービス提供に必要な設備等の維持運用に係る費用が増加し、当社グループの財政状態や経営成績に悪影響を与える可能性があります。

(13) シンジケートローンによる資金調達に伴う財務制限条項への抵触に伴うリスク

当社が締結しておりますシンジケートローン契約には財務制限条項が定められております。

純資産の維持及び利益の維持に関する財務制限条項に抵触した場合、利率の上昇や期限の利益の喪失等、当社の業績及び資金繰りに影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社は前連結会計年度末に引き続き当連結会計年度末において、当該財務制限条項に抵触しておりましたが、昨年同様2021年6月29日現在、全ての取引金融機関より期限の利益の喪失を請求する権利を放棄することについて承諾いただいております。また、昨年との抵触に伴い、不動産担保を提供致しておりますが、借入金の元本返済を当面の期間猶予頂くことについて全ての取引金融機関より承諾を得ております。詳細につきましては、「第5 経理の状況 - 1. 連結財務諸表等 - 注記事項 - (重要な後発事象) - 2 借入金返済条件の変更について」をご参照ください。

(14) 新型コロナウイルス感染症の影響について

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、来店客数の減少や臨時休業、営業時間の短縮により売上の減少が生じております。新型コロナウイルスの感染拡大による売上への影響が長期化・深刻化する可能性があります。

さらに、有形固定資産に関する減損損失の認識要否の判断及び測定において、当連結会計年度末時点で入手可能な情報に基づき、一定の仮定を置き将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。新型コロナウイルスの感

染拡大の影響が今後長期化した場合や深刻化した場合には有形固定資産の減損損失が追加で発生する可能性があります。

加えて、中国及び日本において、FC先企業の業績悪化による営業指導料・ロイヤリティ収入が減少する可能性や新規店舗の出店や海外展開の計画に遅れが生じる可能性、直営店やFC店への感染症対策や支援等によりコストが増加する可能性があります。

#### (15) 継続企業の前提に関する重要事象等のリスク

当社グループは、前連結会計年度において新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、中国連結子会社における臨時休業や日本での外出自粛要請等によって売上が減少し、減損損失等の特別損失の計上をしたことにより3,264百万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。これにより、シンジケートローンの借入契約に付されている財務制限条項に抵触いたしましたが、取引金融機関と協議した結果、返済を猶予いただきました。また、その他の借入契約につきましても取引金融機関と協議を行い、当面の返済について猶予いただきました。

当連結会計年度におきましても、日本の店舗でも臨時休業を余儀なくされ、営業再開後も時短営業や臨時休業又は飲食エリアの時短営業等を繰り返し、厳しい業績で推移いたしました。そのような状況の中、当連結会計年度において減損損失等の特別損失の計上をしたことにより3,081百万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。これにより再度、シンジケートローンの借入契約に付されている財務制限条項に抵触しましたが、取引金融機関との協議の結果、引き続き当面の期間は返済猶予頂くことについて承諾を得ております。また、その他の借入契約につきましても当面の返済について猶予頂きました。

しかしながら、今後の集客が以前のように戻るまでには相当の時間がかかる見込みであり、手元流動性の確保に支障が生じる可能性が引き続きあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

この状況を可能な限り早く解消するため、当社グループでは、各種コラボ企画による収益向上策の実施、広告宣伝費等のコスト削減、緊急経済対策に基づく税金の納税猶予制度等の活用、取引金融機関への継続的支援の要請、既存店のフランチャイズ化による譲渡、ファシリティ型新株予約権の発行等の財務体質改善のための資本政策の取り組みをしております。また、今後も継続して様々な取り組みを検討し、速やかに実行してまいります。

日本及び中国、いずれの国においても固定費などの費用については、役員報酬や給与等の減額、従業員の適正配置や雇用調整助成金の活用、支払賃料等の減額の要請、諸経費の見直しを行い、コスト削減に努めつつ、お客様及び従業員並びに関係者の安全を十分に確保した上で、それぞれの店舗の営業を再開しております。

資金面については、手元流動性の確保に努めるべく、全ての取引金融機関と協議を行い、継続的な支援が得られるよう相談や交渉を継続しております。2020年7月には財務体質改善のため第三者割当による新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及びファシリティ契約（行使停止指定条項付）を締結し、その後も権利行使が順調に進むなど資本政策に取り組みました。2020年7月から9月の期間限定にて、国内直営店を中心に「鬼滅の刃」コラボイベントを実施し、限定のグッズ販売や飲食メニューが一時品切れになるほどの大変人気となりました。このような人気コンテンツとのコラボ企画を「進撃の巨人」や「呪術廻戦」やサンリオキャラクター等、数多く実施することにより集客及び売上に貢献できるように取り組みをしております。また、日本では「極楽湯 奈良店」を閉店したことに加え、「極楽湯 宮崎店」のフランチャイズ化、中国でも営業再開を見合わせていた中国湖北省武漢市にある「極楽湯金銀潭温泉館」のフランチャイズ化により、資産と負債を圧縮しております。これらに限らず諸施策を遂行することで、当該状況を早期に解消し、当社グループの経営基盤の強化・安定に努めてまいります。

この結果、当社グループには、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

##### 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、複数にわたり緊急事態宣言が発出されるなど、年間を通じて新型コロナウイルスの影響を受け、レジャー施設や外食産業、観光・旅行業を中心とした個人消費が大幅に落ち込むとともに、幅広い業種における度重なる企業活動の制限や営業自粛により非常に厳しい状況が続きました。

当社グループにおいては、連結売上高10,547百万円（前期比27.8%減）、営業損失1,546百万円（前期営業損失348百万円）、経常損失926百万円（前期経常損失707百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失3,081百万円（前期親会社株主に帰属する当期純損失3,264百万円）となりました。

セグメントの業績を示すと次のとおりです。

##### <日本>

当セグメントにおきましては、売上高8,838百万円（前期比29.9%減）、セグメント損失（営業損失）1,175百万円（前期セグメント損失313百万円）となりました。

##### <中国>

当セグメントにおきましては、売上高1,736百万円（前期比14.3%減）、セグメント損失（営業損失）217百万円（前期セグメント利益485百万円）となりました。

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べ2,995百万円減少し18,514百万円となりました。負債合計は、前連結会計年度末に比べ360百万円減少し17,183百万円となりました。純資産合計は、前連結会計年度末に比べ2,635百万円減少し1,330百万円となりました。

##### キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は4,788百万円（前期は4,989百万円）となりました。

当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当期は、営業自粛や時短営業、飲食エリアの時短営業、感染拡大の懸念による外出を控える動き等から、売上高が前期に比べ大幅に減少しました。このため、営業活動によるキャッシュ・フローは、前期に比べ1,762百万円減少し、122百万円の獲得となりました。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当期は、新規出店及び既存店舗の大型修繕による支出を抑えたため、投資活動によるキャッシュ・フローは、前期に比べ1,609百万円減少の275百万円の支出となりました。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当期は、長期借入金による収入が前期に比べ3,954百万円減少いたしました。また、新株予約権の行使に伴い自己株式の処分542百万円の収入があったこと等により、財務活動によるキャッシュ・フローは、前期に比べ2,363百万円減少し、103百万円の支出となりました。

##### 生産、受注及び販売の実績

###### a. 生産実績

該当事項はありません。

###### b. 受注実績

該当事項はありません。

###### c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前期比(%)
日本	8,811,061	29.9
中国	1,736,530	14.3
合計	10,547,592	27.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

### 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。重要な会計方針については、「第5 経理の状況 - 1 連結財務諸表等 - 注記事項 - (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 及び (重要な会計上の見積り)」に記載しております。連結財務諸表を作成するに当たり、必要な見積りを行っており、それらは資産、負債、収益及び費用の計上金額に影響を与えております。これらの見積りは、その性質上判断及び入手し得る情報に基づいて行いますので、実際の結果がそれらの見積りと相違する場合があります。特に以下の事項は、経営者の会計上の見積りの判断が財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすと考えております。

#### a. 固定資産の減損処理

減損の兆候のある資産又は資産グループについて、回収可能価額に基づき減損の判定を行っております。回収可能価額は、使用価値と正味売却価額のいずれか高い方により測定しております。回収可能価額は、事業計画や市場環境の変化により、その見積り金額の前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、追加の減損処理が必要になる可能性があります。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する会計上の見積りについては、「第5 経理の状況 - 1 連結財務諸表等 - 注記事項 - (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

#### b. 子会社株式評価損

当社グループでは、2021年3月期末において子会社株式を保有しておりますが、その全てが非上場株式となっております。そのため、子会社株式の評価においては、投資先の財政状態、経営成績等を総合的に勘案し、時価又は実質価格の回復可能性を慎重に検討しております。単体決算において連結子会社1社に対する投資について子会社株式評価損を計上いたしました。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する会計上の見積りについては、「第5 経理の状況 - 2 財務諸表等 - 注記事項 - (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

### 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べ2,995百万円減少し18,514百万円となりました。これは主に、減価償却費及び減損損失等により有形固定資産及び無形固定資産が2,044百万円減少したことによるものであります。

次に、負債合計は、前連結会計年度末に比べ360百万円減少し17,183百万円となりました。これは主に、未払金905百万円、長期借入金1,355百万円及び前受金98百万円が減少した一方で、短期借入金775百万円増加したことによるものであります。

最後に、純資産合計は、前連結会計年度末に比べ2,635百万円減少し1,330百万円となりました。これは主に、利益剰余金が3,081百万円減少したことによるものであります。また、自己資本比率につきましては、5.5%となりました。

セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。

<日本>

当セグメントの業績は、2020年4月に全国を対象に発出された緊急事態宣言に始まり、TVアニメ「鬼滅の刃」や「進撃の巨人」等のコラボイベントの実施や「RAKU SPA Cafe 浜松」にて地域最大級のオートロウリュウを導入する改装等により、感染防止に配慮しつつもお客様に安心して楽しんでいただけるような場所づくりなどを心掛けて前向きに取り組みましたが、全国的に営業自粛や時短営業、飲食エリアの時短営業、感染拡大

の懸念から外出を控える動き等から、客数及び売上高が前期に比べ大幅に減少したため、セグメント損失となりました。

<中国>

当セグメントの業績は、2020年1月下旬に全店臨時休業した後、長春店舗が2020年4月に営業再開、上海2店舗が2020年夏季に営業再開へ至りましたが、営業日数が前期に比べ少ないこと等から売上高が減少した一方、水道光熱費や人件費等のコストを最大限絞り込み、地代家賃の減免に加え、前期末に減損損失を計上したことで減価償却費が減少したこと等が影響し、セグメント損失（営業損失）は前期に比べ減少しました。

今後の見通しにつきましては、日本で首都圏や関西圏などの大都市を中心に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出されている状況の中、営業自粛や時短営業等の制限によって客数に大きな影響を受けており、経済活動が以前のように回復するには相当の時間を要するものと予想されます。また、近隣の新型コロナウイルス感染症の感染拡大やワクチン接種の計画進捗等により、各店とも消費動向に大きな影響を受けることが予想されます。なお、当社グループは、「第2事業の状況 - 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載した対処すべき課題に取り組むことで、経営基盤の安定、業績の回復等に努めてまいります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

a. キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容

「第2事業の状況 - 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (1)経営成績等の状況の概要 - キャッシュ・フロー状況」に記載のとおりです。

b. 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの運転資金として、第24回新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）の発行及び権利行使により、549百万円の資金調達を実施いたしました。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

当社は、全ての取引金融機関と借入金返済条件の変更に関して、当面の期間の返済を猶予いただくことについて合意しております。このうち、シンジケートローン契約の返済条件の変更に関する詳細につきましては「第5 経理の状況 - 1 連結財務諸表等 - 注記事項 - (重要な後発事象) - 2 借入金返済条件の変更について」に記載しておりますので、ご参照ください。

#### 5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当社グループにおける当連結会計年度の設備投資(のれんを除く)は、店舗設備に関するものを中心に全体で208,140千円の投資を実施いたしました。

セグメントごとの設備投資を示すと、日本では固定資産への投資を106,863千円、中国では固定資産への投資を101,277千円実施しました。

なお、中国において「極楽湯 金銀潭温泉館」のフランチャイズ化に伴い、固定資産を15,650千円で売却しました。

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	その他		合計
株式会社極楽湯 ホールディングス	本社 (東京都千代田区)	事務所	64,582	582			65,165	7( )
株式会社極楽湯 ホールディングス	極楽湯 上尾店 (埼玉県上尾市)	店舗敷地 駐車場			182,051 (5,142.43)		182,051	
株式会社極楽湯 ホールディングス	極楽湯 和光店 (埼玉県和光市)	店舗敷地 駐車場			1,120,174 (6,018.97)		1,120,174	

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 現在休止中の主要な設備はありません。

3 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人数(1日8時間換算)であります。

4 株式会社極楽湯の従業員のうち提出会社の業務に従事している従業員については、提出会社の従業員数に含めております。

##### (2) 国内子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	その他	合計	
株式会社 極楽湯	極楽湯 宇都宮店 (栃木県宇都宮市)	日本	温浴施設	91,748	4,075		80	95,903	3(16)
株式会社 極楽湯	極楽湯 彦根店 (滋賀県彦根市)	日本	温浴施設	341,098	5,604	1,144		347,846	4(21)
株式会社 極楽湯	極楽湯 幸手店 (埼玉県幸手市)	日本	温浴施設	11,179	53	126	12	11,373	3(18)
株式会社 極楽湯	極楽湯 柏店 (千葉県柏市)	日本	温浴施設	137,539	6,256	1,093	54	144,943	5(26)
株式会社 極楽湯	極楽湯 堺泉北店 (大阪府堺市)	日本	温浴施設						2(16)
株式会社 極楽湯	極楽湯 茨木店 (大阪府茨木市)	日本	温浴施設	166,863	6,328	723	168	174,083	3(13)
株式会社 極楽湯	極楽湯 和光店 (埼玉県和光市)	日本	温浴施設	250,897	7,030	1,548	168	259,644	6(30)
株式会社 極楽湯	極楽湯 金沢野々市店 (石川県野々市市)	日本	温浴施設	78,749	6,290	442		85,482	3(18)
株式会社 極楽湯	極楽湯 横浜芹が谷店 (神奈川県横浜市港南区)	日本	温浴施設	223,872	1,731	1,628		227,232	6(24)
株式会社 極楽湯	極楽湯 豊橋店 (愛知県豊橋市)	日本	温浴施設	183,963	7,946	927		192,837	5(21)
株式会社 極楽湯	極楽湯 青森店 (青森県青森市)	日本	温浴施設	78,153	5,678	438		84,270	3(23)
株式会社 極楽湯	極楽湯 多摩センター店 (東京都多摩市)	日本	温浴施設	137,068	8,441	744		146,255	4(23)



会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	その他	合計	
株式会社 極楽湯	極楽湯 福井店 (福井県福井市)	日本	温浴施設	199,804	8,757	852	112	209,527	3 (17)
株式会社 極楽湯	極楽湯 津店 (三重県津市)	日本	温浴施設	179,792	17,693		43	197,529	4 (18)
株式会社 極楽湯	極楽湯 宮崎店 (宮崎県宮崎市)	日本	温浴施設						3 (18)
株式会社 極楽湯	極楽湯 三島店 (静岡県三島市)	日本	温浴施設	229,086	3,548	1,687	508	234,830	4 (26)
株式会社 極楽湯	極楽湯 千葉稲毛店 (千葉県千葉市)	日本	温浴施設						4 (20)
株式会社 極楽湯	極楽湯 吹田店 (大阪府吹田市)	日本	温浴施設	26,674	1,564	228		28,467	6 (21)
株式会社 極楽湯	極楽湯 上尾店 (埼玉県上尾市)	日本	温浴施設	204,227	1,102	1,410	1,420	208,159	5 (22)
株式会社 極楽湯	極楽湯 奈良店 (奈良県奈良市)	日本	温浴施設						(10)
株式会社 極楽湯	極楽湯 水戸店 (茨城県水戸市)	日本	温浴施設	661,773	6,498		743	669,015	4 (25)
株式会社 極楽湯	RAKU SPA 鶴見 (神奈川県横浜市鶴見区)	日本	温浴施設	1,328,950	71,154	2,015	8,896	1,411,017	7 (58)
株式会社 極楽湯	RAKU SPA Cafe 浜松 (静岡県浜松市)	日本	温浴施設	214,662	14,160	1,699		230,522	3 (17)
株式会社 極楽湯	RAKU SPA GARDEN 名古屋 (愛知県名古屋市)	日本	温浴施設	672,108	28,563	3,266	344	704,283	6 (44)
株式会社 極楽湯	麹町ぱらく 晴海トリトンスクエア店 (東京都中央区)	日本	飲食店	255	2,781			3,036	1 (2)
株式会社 極楽湯	RAKU SPA 1010 神田 (東京都千代田区)	日本	温浴施設	3,127	20,614	1,477		25,219	3 (16)
株式会社 極楽湯	RAKU CAFE 門前仲町 (東京都江東区)	日本	飲食店	37,259	1,665			38,924	1 (4)
合同会社 極楽湯東 日本	極楽湯 女池店 (新潟県新潟市)	日本	温浴施設	83,036	3,509		101,763	188,309	2 (6)
合同会社 極楽湯東 日本	極楽湯 松崎店 (新潟県新潟市)	日本	温浴施設						2 (6)
合同会社 極楽湯東 日本	極楽湯 横尾店 (新潟県新潟市)	日本	温浴施設	6,205	2,369			8,574	2 (6)
合同会社 極楽湯東 日本	極楽湯 富谷店 (宮城県富谷市)	日本	温浴施設						2 (6)
合同会社 極楽湯東 日本	極楽湯 羽生温泉 (埼玉県羽生市)	日本	温浴施設						2 (8)
	温浴施設合計			5,510,585	238,974	21,456	114,316	5,885,333	109(593)
	飲食店合計			37,514	4,446			41,961	2 (6)

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

3 株式会社極楽湯の従業員のうち提出会社の業務に従事している従業員については、提出会社の従業員数に含めております。

## (3) 在外子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	その他	合計	
極楽湯 (上海)沐浴 股份有限公司	極楽湯 碧雲温泉館 (上海市)	中国	温浴施設	1,179,659	8,404	5,078		1,193,143	79
極楽湯 (上海)沐浴 管理有限公司	極楽湯 金沙江温泉館 (上海市)	中国	温浴施設	923,400	5,256	1,435	8,546	938,639	65
吉林極楽湯 酒店管理 有限公司	極楽湯 欧亜温泉館 (吉林省长春市)	中国	温浴施設	344,060	22,501	1,177	3,157	370,897	68
旅籠 (上海)酒店 管理有限公司	(上海市浦東新区)	中国	温浴施設 (準備中)		95		551,861	551,957	1
	温浴施設合計			2,447,121	36,258	7,692	563,565	3,054,637	213

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## 3 【設備の新設、除却等の計画】

## (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

## (2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

## (1) 【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	54,600,000
計	54,600,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年6月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	18,562,200	19,012,200	東京証券取引所 J A S D A Q(スタンダード)	単元株式数は100株であります。 株主としての権利内容に制限のな い、標準となる株式。
計	18,562,200	19,012,200		

(注) 提出日現在の発行数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。  
当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。  
当該制度の内容は、以下の通りであります。

(2013年度株式報酬型)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役（社外取締役を除く）に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを、決議されたものであります。

決議年月日	2013年6月27日定時株主総会決議及び2013年6月27日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2013年7月12日付与分 当社取締役（社外取締役を除く） 5名
新株予約権の数	362個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 36,200株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	（注）2
新株予約権の行使期間	2013年7月13日～2033年7月12日（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 267円 資本組入額 134円（注）4（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）8
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）9

当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2021年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。  
なお、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- 2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）  
2013年7月12日
- 4 新株予約権の払込金額の算定方法およびその払込の方法  
各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（公正価額）とする。  
なお、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、新株予約権者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。したがって、新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しない。
- 5 新株予約権行使の条件  
新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。  
上記に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合（かかる地位の喪失を以下「退任」という。）は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。  
新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる（当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。）。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記の新株予約権割当契約書に定めるところによる。  
その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- 6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 7 新株予約権の取得事由

当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合

会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

イ 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合

ロ 当社の取締役を解任された場合

ハ 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合

ニ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

ホ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合

ヘ 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合

上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。

#### 8 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 9 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

以下の、またはの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

存続会社（吸収合併の場合）または新設会社（新設合併の場合）

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社（吸収分割の場合）または新設分割により設立する株式会社（新設分割の場合）

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

株式交換をする株式会社の発行株式数の全部を取得する株式会社または株式移転により設立する株式会社

#### 10 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない

(2014年度株式報酬型)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役（社外取締役を除く）に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを、決議されたものであります。

決議年月日	2014年6月26日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2014年7月11日付与分 当社取締役（社外取締役を除く） 5名
新株予約権の数	264個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 26,400株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	（注）2
新株予約権の行使期間	2014年7月12日～2034年7月11日（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 366円 資本組入額 183円（注）4（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）8
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）9

当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2021年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）

2014年7月11日

4 新株予約権の払込金額の算定方法およびその払込の方法

各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（公正価額）とする。

なお、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、新株予約権者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。したがって、新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しない。

5 新株予約権行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。

上記に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合（かかる地位の喪失を以下「退任」という。）は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。

新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる（当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。）。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記の新株予約権割当契約書に定めるところによる。

その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。

6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7 新株予約権の取得事由

当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合  
会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

イ 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合

ロ 当社の取締役を解任された場合

ハ 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合

ニ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

ホ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合

ヘ 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合

上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。

#### 8 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 9 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

以下の 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社（吸収分割の場合）または新設分割により設立する株式会社（新設分割の場合）

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

株式交換をする株式会社の発行株式数の全部を取得する株式会社または株式移転により設立する株式会社

#### 10 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

## (第17回 新株予約権)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社社外取締役、監査役、執行役員及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、2015年6月25日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	2015年6月25日定時株主総会決議及び2015年6月25日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2015年6月25日付与分 当社社外取締役 1名 当社監査役 3名 当社執行役員及び従業員 129名
新株予約権の数	4,950個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 495,000株
新株予約権の行使時の払込金額	551円
新株予約権の行使期間	2017年7月1日～2021年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 589円 資本組入額 295円
新株予約権の行使の条件	当社の社外取締役、監査役、執行役員または従業員の地位を失った後も、一定要件に該当する場合を除き、これを行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2021年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。  
2 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価格}}{\text{調整後発行価格}}$$

- 3 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価格を調整いたします。

$$\text{調整後発行価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価格} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$



(2015年度株式報酬型)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役（社外取締役を除く）に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを、決議されたものであります。

決議年月日	2015年6月25日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2015年7月10日付与分 当社取締役（社外取締役を除く） 5名
新株予約権の数	213個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 21,300株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	（注）2
新株予約権の行使期間	2015年7月11日～2035年7月10日（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 463円 資本組入額 232円（注）4（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）8
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）9

当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2021年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。
- なお、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- 2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）
- 2015年7月10日
- 4 新株予約権の払込金額の算定方法およびその払込の方法
- 各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（公正価額）とする。
- なお、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、新株予約権者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。したがって、新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しない。
- 5 新株予約権行使の条件
- 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。
- 上記に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合（かかる地位の喪失を以下「退任」という。）は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。
- 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる（当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。）。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記の新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- 6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 7 新株予約権の取得事由
- 当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合  
会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

- イ 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合
- ロ 当社の取締役を解任された場合
- ハ 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合
- ニ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合
- ホ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合
- ヘ 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合

上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。

8 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

以下の 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社（吸収分割の場合）または新設分割により設立する株式会社（新設分割の場合）

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

株式交換をする株式会社の発行株式数の全部を取得する株式会社または株式移転により設立する株式会社

10 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

## (第18回 新株予約権)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社社外取締役、監査役、執行役員及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、2016年6月29日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	2016年6月29日定時株主総会決議及び2016年6月29日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2016年6月29日付与分 当社社外取締役 2名 当社監査役 3名 当社執行役員及び従業員 131名
新株予約権の数	5,760個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 576,000株
新株予約権の行使時の払込金額	544円
新株予約権の行使期間	2018年7月1日～2022年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 595円 資本組入額 298円
新株予約権の行使の条件	当社の社外取締役、監査役、執行役員または従業員の地位を失った後も、一定要件に該当する場合を除き、これを行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。  
2 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価格}}{\text{調整後発行価格}}$$

- 3 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価格を調整いたします。

$$\text{調整後発行価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価格} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(2016年度株式報酬型)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役（社外取締役を除く）に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを、決議されたものであります。

決議年月日	2016年6月29日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2016年7月14日付与分 当社取締役（社外取締役を除く） 5名
新株予約権の数	905個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 90,500株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	（注）2
新株予約権の行使期間	2016年7月15日～2036年7月14日（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 466円 資本組入額 233円（注）4（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）8
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）9

当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2021年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）

2016年7月14日

4 新株予約権の払込金額の算定方法およびその払込の方法

各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（公正価額）とする。

なお、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、新株予約権者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。したがって、新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しない。

5 新株予約権行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。

上記に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合（かかる地位の喪失を以下「退任」という。）は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。

新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる（当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。）。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記の新株予約権割当契約書に定めるところによる。

その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。

6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7 新株予約権の取得事由

当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合  
会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

イ 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合

ロ 当社の取締役を解任された場合

ハ 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合

ニ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

ホ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合

ヘ 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合

上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。

8 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

以下の 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社（吸収分割の場合）または新設分割により設立する株式会社（新設分割の場合）

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

株式交換をする株式会社の発行株式数の全部を取得する株式会社または株式移転により設立する株式会社

10 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

## (第19回 新株予約権)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役、執行役員及び従業員並びに当社子会社取締役に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、2017年6月28日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	2017年6月28日定時株主総会決議及び2017年6月28日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2017年6月28日付与分 当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社執行役員及び従業員 67名 当社子会社取締役 3名
新株予約権の数	4,120個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 412,000株
新株予約権の行使時の払込金額	823円
新株予約権の行使期間	2019年7月1日～2023年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 905円 資本組入額 453円
新株予約権の行使の条件	当社の取締役、監査役、執行役員、従業員又は子会社取締役の地位を失った後も、一定要件に該当する場合を除き、これを行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。
- 2 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。
- $$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価格}}{\text{調整後発行価格}}$$
- 3 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価格を調整いたします。

$$\text{調整後発行価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価格} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

## (第20回 新株予約権)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役、執行役員及び従業員並びに当社子会社取締役に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、2018年3月16日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	2018年3月16日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2018年3月16日付与分 当社子会社取締役 2名
新株予約権の数	250個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 25,000株
新株予約権の行使時の払込金額	703円
新株予約権の行使期間	2019年7月1日～2023年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 766円 資本組入額 383円
新株予約権の行使の条件	当社子会社取締役の地位を失った後も、一定要件に該当する場合を除き、これを行行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。  
2 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価格}}{\text{調整後発行価格}}$$

- 3 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価格を調整いたします。

$$\text{調整後発行価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価格} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(2017年度株式報酬型)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役（社外取締役を除く）に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを、決議されたものであります。

決議年月日	2018年3月16日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2018年3月31日付与分 当社取締役（社外取締役を除く。） 3名
新株予約権の数	775個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 77,500株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	（注）2
新株予約権の行使期間	2018年4月1日～2038年3月31日（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 629円 資本組入額 315円（注）4（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）8
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）9

当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2021年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。
- なお、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- 2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）  
2018年3月31日
- 4 新株予約権の払込金額の算定方法およびその払込の方法  
各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（公正価額）とする。
- なお、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、新株予約権者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。したがって、新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しない。
- 5 新株予約権行使の条件  
新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。
- 上記 に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合（かかる地位の喪失を以下「退任」という。）は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。
- 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記 の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる（当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。）。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記 の新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- 6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 7 新株予約権の取得事由  
当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合



会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

イ 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合

ロ 当社の取締役を解任された場合

ハ 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合

ニ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

ホ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合

ヘ 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合

上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。

8 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

以下の 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社（吸収分割の場合）または新設分割により設立する株式会社（新設分割の場合）

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

株式交換をする株式会社の発行株式数の全部を取得する株式会社または株式移転により設立する株式会社

10 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

## (第21回 新株予約権)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役、執行役員、子会社取締役及び子会社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、2018年6月27日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	2018年6月27日定時株主総会決議及び2018年6月27日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2018年6月27日付与分 当社取締役 7名 当社監査役 3名 当社執行役員及び子会社取締役 3名 子会社従業員 74名
新株予約権の数	3,970個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 397,000株
新株予約権の行使時の払込金額	716円
新株予約権の行使期間	2020年7月1日～2024年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 792円 資本組入額 396円
新株予約権の行使の条件	当社の取締役、監査役、執行役員、子会社取締役または子会社従業員の地位を失った後も、一定要件に該当する場合を除き、これを行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。  
 2 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価格}}{\text{調整後発行価格}}$$

- 3 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価格を調整いたします。

$$\text{調整後発行価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価格} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(2018年度株式報酬型)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを、決議されたものであります。

決議年月日	2018年6月27日取締役会決議	
付与対象者の区分及び人数	2018年7月14日付与分 当社取締役 3名	
新株予約権の数	455個	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 45,500株(注)1	
新株予約権の行使時の払込金額	(注)2	
新株予約権の行使期間	2018年7月15日～2038年7月14日(注)3	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格	640円
	資本組入額	320円(注)4(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)5	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)8	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9	

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

3 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)

2018年7月14日

4 新株予約権の払込金額の算定方法およびその払込の方法

各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(公正価額)とする。

なお、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、新株予約権者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。したがって、新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しない。

5 新株予約権行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。

上記に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。

新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記の新株予約権割当契約書に定めるところによる。

その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。

6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7 新株予約権の取得事由

当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合

会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

イ 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合

ロ 当社の取締役を解任された場合

ハ 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合

ニ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

ホ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合

ヘ 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合

上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。

8 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

以下の 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社（吸収分割の場合）または新設分割により設立する株式会社（新設分割の場合）

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

株式交換をする株式会社の発行株式数の全部を取得する株式会社または株式移転により設立する株式会社

10 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

## (第22回 新株予約権)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役、従業員、子会社取締役及び子会社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、2019年6月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	2019年6月26日定時株主総会決議及び2019年6月26日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2019年6月26日付与分 当社取締役 7名 当社監査役 3名 当社従業員 11名 子会社取締役及び子会社従業員 66名
新株予約権の数	3,830個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 383,000株
新株予約権の行使時の払込金額	571円
新株予約権の行使期間	2021年7月1日～2025年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 582円 資本組入額 291円
新株予約権の行使の条件	当社の取締役、監査役、執行役員、子会社取締役または子会社従業員の地位を失った後も、一定要件に該当する場合を除き、これを行することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。  
 2 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価格}}{\text{調整後発行価格}}$$

- 3 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価格を調整いたします。

$$\text{調整後発行価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価格} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(2019年度株式報酬型)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを、決議されたものであります。

決議年月日	2019年6月26日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2019年7月13日付与分 当社取締役 3名
新株予約権の数	900個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 90,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	(注)2
新株予約権の行使期間	2019年7月14日～2039年7月13日(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 463円 資本組入額 232円(注)4(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)8
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

3 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)

2019年7月13日

4 新株予約権の払込金額の算定方法およびその払込の方法

各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(公正価額)とする。

なお、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、新株予約権者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。したがって、新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しない。

5 新株予約権行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。

上記に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。

新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記の新株予約権割当契約書に定めるところによる。

その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。

6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7 新株予約権の取得事由

当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合

会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

イ 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合

ロ 当社の取締役を解任された場合

ハ 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合

ニ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

ホ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合

ヘ 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合

上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。

8 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

以下の 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社（吸収分割の場合）または新設分割により設立する株式会社（新設分割の場合）

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

株式交換をする株式会社の発行株式数の全部を取得する株式会社または株式移転により設立する株式会社

10 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

## (第23回 新株予約権)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役、従業員、子会社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、2020年6月30日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	2020年6月30日定時株主総会決議及び2020年6月30日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2020年6月30日付与分 当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社従業員 8名 子会社従業員 161名
新株予約権の数	5,670個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 567,000株
新株予約権の行使時の払込金額	379円
新株予約権の行使期間	2022年7月1日～2026年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 395円 資本組入額 198円
新株予約権の行使の条件	当社取締役、監査役、従業員または子会社従業員の地位を失った後も、一定要件に該当する場合を除き、これを行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。  
 2 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価格}}{\text{調整後発行価格}}$$

- 3 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価格を調整いたします。

$$\text{調整後発行価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価格} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$



(2020年度株式報酬型)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを、決議されたものであります。

決議年月日	2020年6月30日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2020年7月17日付与分 当社取締役 4名
新株予約権の数	1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 100,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	(注)2
新株予約権の行使期間	2020年7月18日～2040年7月17日(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 新株予約権を割り当てる日(2020年7月17日)におけるブラック・ショールズモデルにより算定した新株予約権の公正価額とします。(注)4(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)8
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。  
 なお、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- 2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額  
 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)  
 2020年7月17日
- 4 新株予約権の払込金額の算定方法およびその払込の方法  
 各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(公正価額)とする。  
 なお、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、新株予約権者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。したがって、新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しない。
- 5 新株予約権行使の条件  
 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。  
 上記に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。  
 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記の新株予約権割当契約書に定めるところによる。  
 その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- 6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。  
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 7 新株予約権の取得事由  
 当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。  
 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合  
 会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合におい

て、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

イ 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合

ロ 当社の取締役を解任された場合

ハ 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合

ニ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

ホ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合

ヘ 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合

上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。

8 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

以下の 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

存续会社（吸収合併の場合）または新設会社（新設合併の場合）

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社（吸収分割の場合）または新設分割により設立する株式会社（新設分割の場合）

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

株式交換をする株式会社の発行株式数の全部を取得する株式会社または株式移転により設立する株式会社

10 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

## (第25回 新株予約権)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役、従業員、子会社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、2021年6月28日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	2021年6月28日定時株主総会決議及び2021年6月28日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2021年6月28日付与分 当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社従業員 9名 子会社従業員 151名
新株予約権の数	5,835個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 583,500株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	306円(注)2
新株予約権の行使期間	2023年7月1日～2027年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 319円 資本組入額 160円(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。

また、新株予約権発行後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は、当該調整の時点で権利行使していない各新株予約権の目的たる株式の数(以下「未発行付与株式数」という。)についてのみ行われ、調整により生じる1株の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社になる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

## 2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受ける株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を含まない。)を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「自己株式処分前の株価」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社になる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

## 3 新株予約権行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役、監査役、従業員、子会社取締役または子会社従業員の地位を失った後も、これを行使することができる。

但し、新株予約権者が次の事由のいずれかに該当する場合は、新株予約権を行使することができない。

- ) 取締役、監査役もしくは子会社取締役を解任され、または正当な理由なく辞任した場合
- ) 従業員、子会社従業員を解雇された場合
- ) 取締役、監査役、従業員、子会社取締役または子会社従業員が、当社と競業する会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社の利益に反する行為を行ったと認められる場合
- ) 取締役、監査役、子会社取締役の在任期間が1年に満たず、または割当日から6か月に満たない場合
- ) 退職した従業員（管理職を除く）、子会社従業員（管理職を除く）の在籍期間が3年に満たず、または割当日から1年に満たない場合
- ) 退職した従業員（管理職）、子会社従業員（管理職）の在籍期間が1年に満たず、または割当日から1年に満たない場合

新株予約権の相続による承継は、新株予約権者が被相続人となる相続においてのみ、これを認める。当該相続後の相続における相続人は、新株予約権を承継することができない。

割当日から権利行使時に至るまでの間、新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

#### 4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 5 新株予約権の取得事由

新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。

上記に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合（かかる地位の喪失を以下「退任」という。）は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。

新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる（当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。）。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記の新株予約権割当契約書に定めるところによる。

その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(2021年度株式報酬型)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを、決議されたものであります。

決議年月日	2021年6月28日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2021年7月15日付与 当社取締役 4名
新株予約権の数	1,200個(上限) 新株予約権を割り当てる日(2021年7月15日)における割当予定数です。
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 120,000株(上限) 新株予約権を割り当てる日(2021年7月15日)における予定数です。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	(注)2
新株予約権の行使期間	2021年7月16日～2041年7月15日(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 新株予約権を割り当てる日(2020年7月17日)におけるブラック・ショールズモデルにより算定した新株予約権の公正価額とします。(注)4(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)8
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。  
 なお、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- 2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額  
 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)  
 2021年7月15日
- 4 新株予約権の払込金額の算定方法およびその払込の方法  
 各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(公正価額)とする。  
 なお、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、新株予約権者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。したがって、新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しない。
- 5 新株予約権行使の条件  
 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。  
 上記に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。  
 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記の新株予約権割当契約書に定めるところによる。  
 その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- 6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。  
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 7 新株予約権の取得事由  
 当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。  
 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合  
 会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において

て、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

イ 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合

ロ 当社の取締役を解任された場合

ハ 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合

ニ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

ホ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合

ヘ 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合

上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。

8 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

以下の 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

存续会社（吸収合併の場合）または新設会社（新設合併の場合）

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社（吸収分割の場合）または新設分割により設立する株式会社（新設分割の場合）

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

株式交換をする株式会社の発行株式数の全部を取得する株式会社または株式移転により設立する株式会社

10 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

## 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## 【その他の新株予約権等の状況】

当社は2020年7月8日開催の取締役会において、第三者割当による第24回新株予約権（行使価額修正条項付）を発行することを決議し、2020年7月27日に当該新株予約権を発行しております。

決議年月日	2020年7月8日
新株予約権の数（個）	21,553 [16,386]
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 2,155,300 [1,638,600]（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	当初行使価額 374（注）9
新株予約権の行使期間	2020年7月28日から2023年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注）15
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権について、当社取締役会の承認を得た場合を除き、当社以外の第三者に譲渡することができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から、提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

## 1 本新株予約権の名称

第24回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」という。）

## 2 本新株予約権の払込金額の総額 6,200,000円

## 3 申込期間 2020年7月27日

## 4 割当日及び払込期日 2020年7月27日

## 5 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を、SMBC日興証券株式会社（以下「割当先」という。）に割り当てる。

## 6 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式4,000,000株とする（本新株予約権1個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数（以下「交付株式数」という。）は、100株とする。）。ただし、本項第(2)号乃至第(5)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である普通株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 第11項の規定に従って行使価額（第9項第(1)号に定義する。）が調整される場合（第11項第(5)号に従って下限行使価額（第10項第(2)号に定義する。）のみが調整される場合を含む。）は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする（なお、第11項第(5)号に従って下限行使価額のみが調整される場合は、仮に第11項第(2)号又は第(4)号に従って行使価額が調整された場合における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。）。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

(4) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(4)号又は第(5)号による行使価額又は下限行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額又は下限行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、第11項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 7 本新株予約権の総数 40,000個

## 8 各本新株予約権の払込金額 155円（本新株予約権の目的である普通株式1株当たり1.55円）

## 9 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に交付株式数を乗じた額とする。

- (2) 行使価額は、当初374円とする。ただし、行使価額は第10項又は第11項に従い、修正又は調整されることがある。

#### 10 行使価額の修正

- (1) 本新株予約権の発行後、行使価額は、第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「決定日」という。)に、決定日の前取引日(ただし、決定日の前取引日に当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)がない場合には、その直前のVWAPのある取引日とする。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引のVWAPの90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。ただし、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。
- (2) 「下限行使価額」は、187円(ただし、第11項による調整を受ける。)とする。
- (3) 本新株予約権の行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

#### 11 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき交付される場合、株式無償割当てにより交付される場合、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、当社株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当て(以下総称して「株式分割等」という。)をする場合

調整後行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日(基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

本項第(3)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合(ただし、当社のストック・オプション制度に基づき新株予約権を割り当てる場合を除く。また、新株予約権無償割当ての場合(新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。))は、新株予約権を無償で発行したものと本項を適用する。

調整後行使価額は、発行される証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして(なお、単一の証券(権利)に複数の取得価額又は行使価額が存する場合には、これらの当初の価額のうち、最も低い価額で取得され又は行使されたものとみなす。)、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券(権利)又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日(当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日(基準日又は株主確定日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日)以降これを適用する。

ただし、本項に定める証券(権利)又は新株予約権の発行が買収防衛を目的とする発行である場合において、当社がその旨を公表のうえ本新株予約権者に通知し、本新株予約権者が同意したときは、調整後行使価額は、当該証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てについてその要項上取得の請求、取得条項に基づく取得又は行使が可能となる日(以下「転換・行使開始日」という。)において取得の請求、取得条項による取得又は行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、転換・行使開始日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の場合において、基準日又は株主確定日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会、取締役会、その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該承認があった日までの期間内に本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算式により算出される株式数の当社普通株式を追加交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基



準日又は株主確定日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日、また、それ以外の場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日又は株主確定日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

- (4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき(ただし、第14項第(2)号に定める場合を除く。)

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項第(1)号に基づく行使価額の決定日と一致する場合その他行使価額の調整が必要とされる場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

- (6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額のみ調整される場合を含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額(下限行使価額を含む。以下本号において同じ。)、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

## 12 本新株予約権の行使可能期間

2020年7月28日から2023年7月31日(ただし、第14項各号に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)まで(以下「行使可能期間」という。)とする。ただし、行使可能期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、振替機関(第20項に定める振替機関をいう。以下同じ。)が必要であると認められた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。

## 13 その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

## 14 本新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併を行うこと、又は当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となること(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (3) 当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

## 15 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

## 16 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権の行使は、行使可能期間中に第17項に定める行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われる。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第18項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使可能期間中に第17項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

## 17 行使請求受付場所

- 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
18 払込取扱場所  
株式会社三井住友銀行 麹町支店

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当連結会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権が以下のとおり行使されました。

	第4四半期会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)	第42期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	8,523	18,447
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	852,300	1,844,700
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	292.96	294.11
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	253,380	542,931
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		18,447
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(数)		1,844,700
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		294.11
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)		542,931

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年4月1日～ 2017年3月31日 (注)1	984,800	15,127,400	141,347	2,553,950	141,347	2,200,550
2017年4月1日～ 2017年8月3日 (注)1	275,600	15,403,000	51,179	2,605,129	51,179	2,251,729
2017年8月4日 (注)2	2,410,000	17,813,000	955,565	3,560,694	955,565	3,207,294
2017年8月5日～ 2018年3月31日 (注)1	394,500	18,207,500	60,608	3,621,302	60,608	3,267,902
2018年4月1日～ 2018年7月31日 (注)1	120,100	18,327,600	14,049	3,635,351	14,049	3,281,951
2018年8月1日 (注)3		18,327,600		3,635,351	2,300,000	981,951
2018年8月2日～ 2019年3月31日 (注)1	131,200	18,458,800	29,389	3,664,741	29,389	1,011,341
2019年4月1日～ 2020年3月31日 (注)1	103,400	18,562,200	18,451	3,683,193	18,451	1,029,793
2021年4月1日～ 2021年5月31日 (注)4	450,000	19,012,200	63,080	3,746,273	63,080	1,092,873

(注)1 新株予約権(ストックオプション)の権利行使による増加であります。

2 2017年8月4日の第三者割当増資による増加であります。

有償第三者割当 発行価額793円 資本組入額396.5円

割当先 ハーベスト・プレミア・インベストメント・コーポレーション

金之泉酒店投資管理有限公司

呉錦平

株式会社久世

3 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。

4 新株予約権の権利行使による増加であります。

## (5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		3	18	182	28	139	48,379	48,749	1,527
所有株式数(単元)		4,396	3,918	13,097	26,323	487	137,294	185,515	107
所有株式数の割合(%)		2.37	2.11	7.06	14.19	0.26	74.01	100.00	

(注) 自己株式72,975株は、「個人その他」に729単元、「単元未満株式の状況」に75株含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
YUANTA SECURITIES CO., LTD - RETAIL ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	13F, NO. 225, SECTION 3, NANJING E. ROAD, TAIPEI, 104 TAIWAN, R.O.C.	797	4.31
HAITONG INT SEC - CL AC - 10 (PERCENTAGE) (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	22/F LI PO CHUN CHAMBERS, 189 DES VOEUX ROAD CENTRAL, HONG KONG	788	4.27
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋1丁目23-1	500	2.70
HARVEST PREMIER INVESTMENT CORPORATION (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	VISTRA CORPORATE SERVICES CENTRE, SECOND FLOOR, THE QUADRANT, MANGLIER STREET, VICTORIA MAHE, SEYCHELLES	469	2.54
株式会社久世	東京都豊島区東池袋2-29-7	300	1.62
新川 隆丈	東京都世田谷区	298	1.61
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号日本生命証券管理部内	230	1.24
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	204	1.10
田島 哲康	大阪府堺市西区	164	0.89
高野 透	神奈川県小田原市	146	0.79
計		3,899	21.09

(注) 1 上記のほか当社所有の自己株式72千株(0.39%)があります。

2 2020年12月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)に記載されているとおり、ハーベスト・プレミア・インベストメント・コーポレーションとピュアストーン・チャイナ・オポチュニティー・インベストメント・リミテッドが2020年12月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日時点における実質所有株式の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ハーベスト・プレミア・インベストメント・コーポレーション	VISTRA CORPORATE SERVICES CENTRE, SECOND FLOOR, THE QUADRANT, MANGLIER STREET, VICTORIA, MAHE, REPUBLIC OF SEYCHELLES	889	4.79
ピュアストーン・チャイナ・オポチュニティー・インベストメント・リミテッド	英領ヴァージン諸島、VG1110、トートラ、ロードタウン、ウィックハムズ・ケイ11・ヴィストラ・コーポレート・サービシズ・センター	770	4.15

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 72,900		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,478,600	184,786	同上
単元未満株式	普通株式 10,700		同上
発行済株式総数	18,562,200		
総株主の議決権		184,786	

## 【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社極楽湯ホールディングス	東京都千代田区麹町 二丁目4番地	72,900		72,900	0.39
計		72,900		72,900	0.39

## 2 【自己株式の取得等の状況】

## 【株式の種類等】 普通株式

## (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(新株予約権の権利行使)	1,844,700	542,930	66,700	19,755
保有自己株式数	72,975		6,275	

(注) 1 当事業年度における保有自己株式数には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使による株式数は含めておりません。

2 当事業年度における自己株式の処理数は、新株予約権の行使によるものであります。

## 3 【配当政策】

当社グループは、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つと考えております。配当政策につきましては、経営成績、財政状態、事業展開のための資金留保等、総合的なバランスを勘案しつつ安定的かつ継続的に配当を実施していくことを基本方針としております。

配当は期末に行うことを基本方針としておりますが、その決定は株主総会決議に基づきます。なお、中間配当を行うことが出来る旨を定款に定めております。

現状のところ、新型コロナウイルスの影響を受けた2020年1月以降の厳しい経営環境等を鑑み、配当の基本方針を取り下げております。新しい基本方針は、今後の状況に応じ改めて検討いたします。

## 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

## (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社においては、取締役会を構成する取締役6名中2名を社外取締役、及び監査役会を構成する監査役3名中2名を社外監査役とし、より透明性の高いガバナンス体制を構築しております。また、取締役会は、定例及び臨時の取締役会を開催しており活発な討議及び運営を行っております。また、監査機能につきましても、監査役が取締役会及び執行役員会に出席することなどを通じて、取締役及び執行役員業務執行に対する監査を行い業務運営の適正化に努めております。

コンプライアンス(法令遵守)に関しましては全社員に徹底すべく意識の高揚を行い、企業倫理の実践強化を図っております。

当社企業グループにおける業務の適正を確保するため、連結対象子会社につきましても、当社と同様の経営理念及び基本方針の周知徹底を図り、適正な経営管理を行っております。また、電子媒体を活用して経営情報等を共有し、業務に関する適正な指示・要請を効率的に行うシステムを構築しております。

今後につきましては、より一層透明性の高いガバナンス体制の確立を目指してまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

## (a) 企業統治の体制

当社は監査役制度を採用しております。

以下体制の概要について説明いたします。

## &lt; 取締役会 &gt;

当社の経営管理体制につきましては、意思決定機関として定例及び必要に応じ臨時の取締役会を開催し、法令及び定款に定められた事項のほか、経営基本方針及び業務上重要事項を協議、決定しております。加えて、取締役会には顧問弁護士が出席し、重要な意志決定の過程における法令及び定款に反する行為を未然に防止する体制をとっております。

## &lt; 監査役会 &gt;

経営の監視機能の充実を図るために、監査役は取締役会に出席し、適宜監査役監査を実施し、幅広く検証し、助

言や提言を行っております。

#### < 執行役員会 >

効率的に業務を執行するために、適宜執行役員会を開催し、業務上の必要事項を協議、決定しております。これにより、業務執行における相互の連携及び牽制により、コンプライアンスを始めリスク情報の共有を図っております。また、執行役員会においても、常勤監査役が出席することにより、コンプライアンスをはじめ、コーポレート・ガバナンスの施策実施の推進並びに意思統一を図っております。

また、重要な契約を締結するなど法律上の判断を必要とする場合、複数の顧問弁護士に適宜且つ積極的にアドバイスを受けております。

#### (b) 企業統治の体制を採用する理由

当社の企業規模、企業風土等から、取締役会の適正規模並びに各監査機能のあり方を検討した結果、上記の企業統治体制が迅速な意思決定を可能にし、かつ経営の透明性、客観性を確保できる最適な形態と判断いたしました。

#### 企業統治に関するその他の事項

##### (a) 内部統制システムの整備の状況

内部統制システムにおいては、「会社の業務の適正を確保する体制」を構築し、その実効性を確保するため内部統制委員会を設置し、取締役や社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の維持及び継続的な改善や、その他会社業務の適正を確保する為の体制の維持及び継続的な改善を図っております。

##### (b) リスク管理体制の状況

当社は、中期経営計画の達成に向けて、コンプライアンスとお客様の視点に立ち、リスクの洗い出しと対策を構築し、管理体制を強化するよう努めております。特に、店舗運営上の安全の徹底や衛生管理に重点を置き、あらゆるリスクに対応しうる体制を強化しております。

##### (c) 子会社の業務の適性を確保するための体制整備の状況

当社は、当社子会社等においても、当社と同様の経営理念及び基本方針の周知徹底を図り、適正な経営管理を行っております。また、電子媒体を活用して経営情報等を共有し、業務に関する適正な指示・要請を効率的に行うシステムを構築しております。当社は、当社子会社等を管掌する取締役・執行役員を置き、当該当社子会社等代表の業務執行状況を監視・監督し、当社子会社等の経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し、承認を得て行っております。当社子会社等代表は定期的に当該当社子会社等の運営状況について当社に報告するとともに、グループ間の情報共有・意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図っております。当社の内部監査担当は、定期的に当社子会社等の業務監査・コンプライアンス監査等を実施し、その結果を当社代表取締役社長及び常勤監査役に報告しております。

##### (d) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体によるいかなる不当要求や働きかけに対しても組織として毅然とした対応をとることを基本方針としております。また、反社会的勢力・団体との一切の関係を遮断し、それらの活動を助長するような行為を行わないことを徹底しております。

##### (e) 取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款で定めております。

##### (f) 取締役の選解任の決議要件

- a. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う旨を定款で定めております。
- b. 取締役の解任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

##### (g) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的として、会社法第423条に基づき定款により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができます。

##### (h) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的として、会社法第423条に基づき定款により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令

が規定する額のいずれか高い額とする契約を締結しております。

(i) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を当該保険契約により填補することとしております。当該保険の被保険者は、当社のすべての取締役、監査役及び執行役員並びに子会社のすべての取締役、監査役及び執行役員です。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害等については、これらを填補の対象外としております。

(j) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

a. 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を目的として、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

b. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(k) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(l) 株式会社の支配に関する基本方針について

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりです。

当社グループは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的とし、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる当社株式等の大規模な買付行為に対する対応策（以下、「前プラン」という。）を2006年5月26日の取締役会において導入しておりますが、2019年12月16日の取締役会において、更新（以下、「本プラン」という。）しております。

[ 当社の株主共同の利益の確保及び向上に関する取組み ]

当社グループは、「人と自然を大切に思い、人の心と体を『癒』すことにより、地域社会に貢献することで、自己の確立と喜びを感じる企業でありたい」という経営理念のもと、「極楽湯」という大規模温浴施設を全国的に展開し、「極楽湯」が地域社会における新しいコミュニティーシンボルとして、多くのお客様に高水準の「健康」と「癒し」を提供し続けることを目指し、事業展開を行ってまいります。

具体的には、以下の5項目を基本方針として策定しております。

1. 温浴施設「極楽湯」において、時代の変化や顧客ニーズを的確に捉えた、質の高いサービスを提供することで、顧客満足度を高め、企業としての適切な利益を安定的に獲得する
2. あらゆるステークホルダーを重視した経営を行い、その健全な関係の維持・発展に努める
3. 各地域の文化や慣習を尊重し、地域に根ざした企業活動を通じて、経済・社会の発展に貢献する
4. 「開かれた企業経営体質」を基本に、危機管理体制の構築と法令遵守を徹底する
5. ホスピタリティ、チャレンジ精神、経営マインドを持った人材を育成する

上記の経営理念のもと、スーパー銭湯のパイオニアとして確立してきたビジネスモデルを持つ当社グループを経営するにあたっては、“お風呂”を日本の文化と捉え、その文化を継承・発展させていくことに対する真摯な気持ち、温浴事業に対する高度な専門知識や豊富な経験、並びに当社をとりまくあらゆるステークホルダーとの間に築かれた信頼関係が不可欠であり、このような様々な要素が、当社グループの企業価値の源泉となるとともに、株主の皆様の共同利益を図っているものと考えております。

当社取締役会は、当社における上記のような事情を踏まえ、当社株式等の大規模な買付行為が行われた場合に、株主の皆様が対応方法を検討するために十分な時間と情報を確保することができるよう、合理的なルールを設定させていただくことが、株主共同の利益に資すると考え、本プランを導入いたしました。

[ 本プラン導入・継続目的 ]

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主及び投資家の皆様の判断に委ねるべきものであると考えており、当社株式を取得することにより当社の経営支配権を獲得しようとする者に対して当



社株式の売却を行うか否かについても、最終的には当社株式を保有する株主の皆様判断によるものと考えております。また、当社は、特定の株主のグループが当社の経営支配権を取得することになったとしても、そのこと自体により直ちに株主共同の利益が害されるということはなく、反対に、それが結果的に当社の株主共同の利益の最大化に資することもあり得るため、そのような場合であれば、特定の株主のグループが当社の経営支配権を取得することを拒むものではありません。

しかしながら、当社株式を大規模に買付け、当社の経営支配権を獲得しようとする者の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、高値で株式等を会社関係者に引き取らせる目的で買付けを行う者（いわゆるグリーンメイラー）等典型的に濫用目的を持って当社株式を取得しようとしていると考えられる者や、最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、当社株主の皆様に事実上売却を強要しようとする者（いわゆる二段階強圧的買収）等が含まれていることも考えられます。また、前記のような、株主共同の利益を害する態様による買付行為に当たらない場合であっても、ある程度の経営支配権の移動が生じ得る場面において、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの決断を株主の皆様がするにあたっては、必要十分な情報の提供と一定の検討期間が与えられた上で熟慮に基づいた判断（インフォームド・ジャッジメント）を行うことができるような態勢を確保することが、株主共同の利益に資するものと本プランを導入いたしました。

当社は、2019年9月30日現在の当社株主名簿及び当社が現時点において受け取っている大量保有報告書及び変更報告書において、当社の経営支配権を獲得しようとしているか否かに関わらず、本プランの適用の可能性があるような当社株式を大規模に買付け、又は買付けようとする者の存在を特に認識しておりませんが、将来において、そのような者が登場することはあり得ることと考えております。そこで、前記のような観点から、株主共同の利益を害することが明白な買付行為から当社の株主共同の利益を保護し、かつ、当社の株主の皆様が、経営支配権の移動が生じ得る場面において、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かを判断するにあたってインフォームド・ジャッジメントを行うことができるよう、当社は、事前警告型のライツ・プランである本プランの継続が必要かつ相当であると考えます。

#### [ 本プランの内容 ]

##### ( 1 ) 本プラン適用の要件

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20パーセント以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為又は結果として特定株主グループの議決権割合が20パーセント以上となるような買付行為（以下、総称して「大規模買付行為」といいます。なお、当社取締役会が事前に賛同の意思を表明した買付行為については、これには当たらないこととします。）に対して、適用されるものとします。

本プランが適用される場合、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）は、本プランに定められた大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守しなければならないものとします。

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

(注)1 「特定株主グループ」とは、 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、又は 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味し、以下同じとします。

(注)2 「議決権割合」とは、 特定株主グループが、前記（注1）の の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）をいい、 特定株主グループが、前記（注1）の の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいい、以下同じとします。

(注)3 「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味し、以下同じとします。

##### ( 2 ) 大規模買付ルールの内容

#### a. 必要十分な情報の提供

大規模買付ルールが適用される場合、大規模買付者は、まず、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付者の行う大規模買付行為（以下「買付提案」といいます。）の概要並びに大規模買付ルールを遵守する旨を記載した意向表明書を当社取締役会に提出しなければならないものとします。

当社取締役会がかかる意向表明書を受領した後5営業日以内に、大規模買付者に対し当社取締役会が大規模買付者に提出を求める、大規模買付者自身及び買付提案に係る情報（以下「必要情報」といいます。）を以下の乃至に規定する大項目からなるリスト（以下「必要情報リスト」といいます。）として交付します。大規模買付者は、必要情報リストに記載された必要情報を書面にて当社取締役会に提出しなければならないものとします。

当社取締役会は、提出を受けた必要情報のうち、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントに資するものと判断した情報については、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により、これを株主の皆様に開示するものとします。

大規模買付者及びそのグループに関する事項

当社株券等の取引状況

買付提案の買付条件

当社株券等の取得対価の算定根拠

資金の裏付け

当社株券等を取得した後の経営方針及び事業計画等

買付後における当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他当社に係る利害関係者の処遇方針

その他、独立委員会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家の意見も参考にして必要情報を精査し、大規模買付者から提出された必要情報が必要情報リストの要件を満たすものであり、かつ、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要十分なものとなっているか否かについて判断するものとします。

当社取締役会は、大規模買付者から提出された必要情報が必要情報リストの要件を満たすものであり、かつ、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要十分なものとなっていると判断した場合、速やかに、必要情報の提供があった旨を取締役会が適当であると判断する方法により公表するとともに大規模買付者に対し通知し、かかる公表を行った日をもって、検討期間の開始日（以下「検討期間開始日」という。）とします。

これに対し、当社取締役会は、大規模買付者から提出された必要情報が、必要情報リストの要件を満たしていないと判断した場合、又は、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要十分なものとなっていないと判断した場合、大規模買付者に対して、必要情報リストの要件を満たすために改めて提出することが必要な情報及び株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要な情報（以下、総称して「必要的追加情報」といいます。）を提出するよう大規模買付者に求めることができるものとします。この場合、当社取締役会が、大規模買付者により、かかる必要的追加情報の提出がなされたと判断した場合、当社取締役会が適当であると判断する方法により公表することとし、かかる公表を行った日をもって検討期間開始日とするものとします。

なお、大規模買付者から提出された必要情報又は必要的追加情報に、重大な虚偽の記載が含まれていた場合には、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合と同様の措置をとることができるものとします。

#### b. 検討期間

大規模買付者は、前記の検討期間開始日を起算日として、当社取締役会が、買付者からの情報を検討した上、場合によっては買付提案に対する代替案を提示し、又は、株主の皆様が買付提案に応じて当社株券等を売却するか否かのインフォームド・ジャッジメントを行うための期間として、一定の検討期間を設けなければならないものとします。

大規模買付者は、かかる検討期間の末日の翌日から、大規模買付行為を開始することができるものとします。

具体的な検討期間については、買付提案の評価等の難易に応じ、以下のとおりとします。但し、当社取締役会は、大規模買付者及び買付提案の内容に照らし、検討期間を以下の又はの期間よりも短縮することが妥当であると判断した場合、当社取締役会の裁量により、検討期間を短縮することができるものとします。

現金（円貨）のみを対価とする、当社の発行済全株式を対象とする公開買付け：60日間

前記 以外の全ての大規模買付行為：90日間

#### c. 買付提案が変更された場合

検討期間開始日以降に、買付提案に重要な変更があった場合（かかる変更後の買付提案を、以下「変更買付提案」といいます。）、当社取締役会は、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家の意見も参考に

して、変更買付提案が変更前の買付提案と比較して当社又は株主の皆様にとって実質的に不利益なものでないか否かを判断するものとします。

検討期間開始日以降に、買付提案に重要な変更があった場合（かかる変更後の買付提案を、以下「変更買付提案」といいます。）、当社取締役会は、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家の意見も参考にして、変更買付提案が変更前の買付提案と比較して当社又は株主の皆様にとって実質的に不利益なものでないか否かを判断するものとします。

当社取締役会が、変更買付提案が変更前の買付提案と比較して当社又は株主の皆様にとって実質的に不利益なものであると判断した場合、大規模買付者は、変更買付提案に係る必要情報（変更前の買付提案と比較して実質的に不利益となった部分に係る必要情報に限るものとします。）を当社に対して提出しなければならず、当社取締役会が変更買付提案の提出があった旨を公表した日を新たな検討期間開始日として、前記b.に従った検討期間を設けなければならないものとします。

これに対し、当社取締役会が、変更買付提案が変更前の買付提案よりも当社又は株主の皆様にとって実質的に不利益なものではないと判断した場合、従前の検討期間開始日を起算点とした検討期間が引き続き存続するものとします。

#### d. 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守して、必要情報（及び必要的追加情報）を提出し、かつ、検討期間の猶予を設けた場合には、当社取締役会は、大規模買付者又は買付提案が以下の各号に定めるいずれかに該当する場合でない限りは、仮に、当社取締役会が、買付提案に反対であったとしても、反対意思の表明、代替案の提示、株主の皆様に対する説得行為等を行うにとどめ、本プランに定める対抗措置の発動は行わないものとします。

真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、当社株式の株価をつり上げて高値で当社株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者又は特定株主グループに移譲させる目的で大規模買付行為を行っている場合

当社の経営を支配した後当社の資産を大規模買付者や特定株主グループの債務の担保や弁済原資として流用する予定で大規模買付行為を行っている場合

当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っている場合

最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、株主の皆様にも事実上売却を強要する結果となっている場合（いわゆる二段階強圧的買収）

#### e. 対抗措置の発動

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、又は、ルールを遵守した場合でも、当社取締役会が、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家の意見も参考にして、大規模買付者若しくは買付提案が、前項d.の 乃至 のいずれかに該当する場合、当社取締役会は独立委員会の勧告に従い、速やかな決議を行うとともに直ちに対抗措置を発動することができるものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要、前項d.の 乃至 のいずれかに該当すると判断した事由及びその他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

#### f. 対抗措置の内容

当社取締役会は、対抗措置として、新株予約権の無償割当てをはじめとし、その時点の法令及び当社定款が当社取締役会の権限として認める行為を行います。具体的な対抗措置の種類及びその条件については、その時点で相当と認められるものを選択します。

但し、当社取締役会は、対抗措置の発動後であっても、大規模買付者が必要十分な必要情報の提供を行ったこと又は買付提案を変更したこと等により、大規模買付行為が、当社の株主共同の利益の向上に資するものとなったと判断した場合、並びに、大規模買付者が大規模買付行為を撤回したことにより、対抗措置の発動の必要がなくなった場合等には、法令により許容される方法により、対抗措置をとり止めることができるものとします。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われる場合に株主の皆様様に割当てられる新株予約権の概要は、後記(3)「新株予約権の概要」記載のとおりとします。

##### (3) 新株予約権の概要

対抗措置として、新株予約権の無償割当てが行われる場合に株主の皆様様に割当てられる新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の概要は以下の各号に規定するとおりです。なお、以下の各号に規定する概要は、本新株予約権の割当てが行われる際の状況により、変更されることがあるものとします。

##### 本新株予約権の割当ての対象となる株主等

当社取締役会は、本新株予約権の割当てを決定した場合、直ちに、会社法第124条に基づく基準日(以下「割当基準日」といいます。)の設定を行います。かかる基準日における最終の株主名簿に記録された株主にに対し、その所有株式1株につき1個の割合で本新株予約権を割当てます。

##### 本新株予約権の総数

割当基準日における最終の発行済株式総数から、同日において、当社の保有する自己株式を除いた数を上限とします。

##### 本新株予約権の割当てが効力を生じる日

本新株予約権の割当てが効力を生じる日については、当社取締役会にて別途定めるものとします。

##### 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は1株とします。但し、当社が株式の分割又は併合等を行う場合には、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議によって定める調整式による調整を行うものとします。

##### 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

本新株予約権の行使により交付される当社普通株式1株あたりの払込金額は1円以上で当社取締役会が定める額とします。

##### 本新株予約権の行使条件

大規模買付者及びその特定株主グループ並びに大規模買付者及びその特定株主グループから当社取締役会の承認を得ずに本新株予約権を取得又は承継した者は、本新株予約権を行使できないものとします。

##### 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要するものとします。

##### 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める日を初日とし、2か月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める期間とします(以下「行使期間」といいます。)。但し、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とします。

##### 本新株予約権の取得条項

本新株予約権には、行使期間開始日前日までの当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当社が、全ての本新株予約権を無償で取得することができる旨の条項(取得条項)を付する場合があるものとします。

また、本新株予約権には、一定の事由が生じたことを条件として、当社が、当社普通株式を取得対価として本新株予約権を取得することができる旨の条項(取得条項)を付する場合があるものとします。

##### 本新株予約権に係る新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求がある場合に限り発行するものとします。

##### その他

その他必要な事項については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定めるものとします。

#### [ 独立委員会の設置 ]

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合で

も、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役並びに外部の専門家の中から選任します。現在の独立委員会は、社外取締役1名と独立した専門家2名で構成されております。当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるという観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討を行った上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告に従い(但し、当該勧告に従うことが取締役会の善管注意義務に違反する場合があると判断する場合を除きます)、対抗措置の発動について決定することとします。

独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を得ることができるものとします。

#### [株主及び投資家の皆様に与える影響等]

##### (1) 本プランの導入時において株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランは、導入時点において新株予約権の無償割当て等を行うものではありませんので、導入時点において株主及び投資家の皆様の権利関係に影響はございません。

##### (2) 対抗措置の発動時において株主及び投資家の皆様に与える影響

対抗措置の発動として、本新株予約権の割当てがなされた場合には、割当基準日の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対して、その保有株式数に応じて本新株予約権が割当てられることとなります。

割当てを受けた株主様が、所定の権利行使期間内に、権利行使のために必要な行為を取らなかった場合、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により議決権比率が低下することとなります(但し、当社普通株式を取得対価とした取得条項に基づく取得の結果として当社普通株式が交付される場合には、こうした議決権比率の低下は生じないこととなります)。

なお、当社は、本プランにおける対抗措置の発動に係る手続きの過程において、株主の皆様に必要な情報を開示しますが、本新株予約権無償割当て決議がなされた場合、及び本新株予約権無償割当てを実施したにもかかわらず、例えば、大規模買付者が買付を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日前日までに、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償で本新株予約権を取得する場合には、1株当たりの株式の価値の希薄化が生じることを前提にして売却等を行った株主の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

##### (3) 対抗措置の発動時において株主の皆様に必要なとなる手続

対抗措置の発動として、無償割当てによる本新株予約権の割当てがなされる場合、前記のとおり、割当基準日を公告し、割当基準日における株主の皆様の本新株予約権が無償にて割当てられますので、株主の皆様におかれましては、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります(証券保管振替機構をご利用の株主様については、名義書換手続は不要です)。新株予約権の無償割当てにおいては、株主の皆様の申込みの手続は不要であり、割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者になられます。

なお、対抗措置として、株主割当てによる新株予約権の発行がなされる場合は、当社又は当社の証券代行事務会社より、割当基準日現在の株主の皆様に対して、新株予約権申込書が送付されます。新株予約権の割当てを希望される株主の皆様は、新株予約権申込書に必要事項を記入の上で申し込み、新株予約権証券を受け取り、新株予約権を行使していただくこととなります。

## 〔その他〕

(1)本プランは、買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足しております。

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。また、2008年6月30日付の経済産業省企業価値研究会「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」も踏まえた内容になっています。

(2)本プランは、デッドハンド型及びスローハンド型買収防衛策ではありません。

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としているため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(3)本プランの有効期限、継続及び改廃

本プランは、当社取締役会において、本プランを継続するか否か及び継続とした場合その内容について検討し、決定することといたします。有効期限は、発効から最長3年とし2022年12月16日までに開催予定の当社取締役会終結の時までとします。

また、本プランは、当社取締役会において継続が決議された後であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、本プランの変更を行うことがあります。このように、本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合、当社取締役会は、その内容につきまして速やかに開示いたします。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、当社が上場する金融商品取引所の規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様の不利益を与えない場合には、本プランを修正又は変更する場合があります。

## (2) 【役員の状況】

## 役員一覧

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率11%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役社長 グループCEO	新川 隆丈	1959年4月9日生	1983年4月 株式会社北陸銀行 入行 1990年4月 日興証券株式会社(現SMB C日興証券株式会社)入社 2003年8月 伊藤忠商事株式会社 入社 2005年4月 当社 特別顧問 2005年6月 同 代表取締役社長就任 2007年3月 同 代表取締役社長兼営業本部長 2007年7月 同 代表取締役社長 2017年1月 同 代表取締役社長CEO就任 2017年6月 同 代表取締役社長グループCEO(現任)  〔重要な兼職の状況〕 株式会社極楽湯 代表取締役 極楽湯中国控股有限公司 董事長 極楽湯(上海)沐浴股份有限公司 董事長	(注)4	2,980 (注)8
取締役 常務執行役員	羽塚 聡	1967年1月17日生	1999年8月 当社 入社 2008年6月 同 取締役 就任 2008年7月 同 取締役執行役員総合企画本部長兼総合企画部長兼新店準備室長 2016年6月 同 取締役常務執行役員(総合企画部門統括)店舗開発部長 2017年1月 同 取締役常務執行役員 新業態・営業企画担当(COO) 2017年6月 同 取締役常務執行役員CBO 新業態・営業企画担当 2018年4月 同 取締役常務執行役員CBO 営業企画担当 2019年4月 同 取締役常務執行役員 経営企画担当 2020年6月 同 取締役常務執行役員 全般・開発建設担当(現任)	(注)4	695 (注)8
取締役 執行役員CFO	鈴木 正守	1975年11月10日生	2000年8月 株式会社メディアシーク 入社 2003年11月 当社 入社 2007年1月 株式会社エフディール 代表取締役 2009年7月 株式会社ドン・キホーテ 入社 2010年7月 当社 入社 2015年4月 同 執行役員管理部長 2016年6月 同 取締役 就任 2017年1月 同 取締役執行役員CFO 経営企画担当 2018年10月 同 取締役執行役員CFO 経営企画担当・中国担当 2019年3月 同 取締役執行役員CFO 経営企画担当 2019年4月 同 取締役執行役員CFO 財務担当(現任)	(注)4	76 (注)8
取締役	何 俊	1984年10月29日生	2007年6月 招商銀行上海分行南西支行公司金融部 主管 2015年6月 璞石資本集団(Purestone Capital Group)副総経理 2019年3月 璞軒管理有限公司 董事(現任) 2019年3月 極楽湯(上海)沐浴股份有限公司 総経理 2020年6月 極楽湯(上海)沐浴股份有限公司 董事総経理(現任) 2020年6月 当社 取締役 就任(現任)	(注)4	
取締役	徐 浩平	1958年11月5日生	1981年4月 野村証券株式会社 入社 1997年6月 同 青森支店長 2000年6月 同 名古屋支店資産管理一部長 2003年4月 同 仙台支店長 2005年4月 同 福岡支店長 2006年4月 同 執行役 国内営業部門 中国・四国・九州担当 2008年4月 同 執行役 国内営業部門 東京担当兼本部長 2009年4月 同 常務執行役員 ファイナンシャル・マネジメント担当 2010年4月 同 常務執行役員 名古屋駐在 2012年8月 同 常務執行役員 名古屋駐在 兼 名古屋支店長 2016年4月 野村パブコックアンドブラウン株式会社 会長 2016年4月 野村証券株式会社 顧問 2019年6月 当社 取締役 就任(現任)	(注)4	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	後藤 研二	1968年12月21日生	1991年4月 兼松株式会社 入社 1999年12月 日興証券株式会社(現S M B C日興証券株式会社)入社 2003年7月 伊藤忠商事株式会社 入社 2010年10月 いちごグループホールディングス株式会社 入社 2011年3月 同 執行役 2012年2月 いちご不動産投資顧問株式会社(現いちご投資顧問株式会社)執行役 2015年4月 株式会社オフィスゴトー 代表取締役(現任) 2015年7月 フェリスウィールインベストメント株式会社 取締役 2016年6月 ニューリアルプロパティ株式会社 取締役(現任) 2019年6月 当社 取締役 就任(現任)	(注)4	
監査役 (常勤)	上妻 進一郎	1960年8月27日生	1979年4月 株式会社ニチイ 入社 1985年4月 株式会社ニチイフーズ 入社 1989年9月 株式会社ビーブル(現コナミススポーツ株式会社)入社 2005年8月 当社入社 2018年4月 株式会社極楽湯 入社 2019年6月 当社 常勤監査役 就任(現任)	(注)5	
監査役	小林 明夫	1956年1月3日生	1979年4月 東京国税局 入局 2007年7月 練馬東税務署 副署長(法人) 2009年7月 東京国税局 調査一部 特別国税調査官 2011年7月 東京国税局 調査一部 統括国税調査官 2015年7月 本所税務署 署長 2016年9月 税理士登録 2017年6月 当社 監査役 就任(現任) 2018年6月 日本アセットマーケティング株式会社 社外取締役(現任)	(注)6	
監査役	鈴木 陽子	1971年2月5日生	1993年4月 日興証券株式会社(現S M B C日興証券株式会社)入社 2004年6月 株式会社井上ビジネスコンサルタンツ 入社 2006年11月 株式会社東京スター銀行 入社 2007年12月 株式会社井上ビジネスコンサルタンツ 入社 2014年6月 株式会社農林漁業成長産業化支援機構 入社 2018年4月 株式会社近代フーズ 代表取締役(現任) 2018年6月 21LADY株式会社 社外取締役 2019年12月 M J G株式会社 取締役(現任) 2020年6月 当社 監査役 就任(現任)	(注)7	
計					3,897

- (注) 1 取締役徐浩平氏及び後藤研二氏は社外取締役であります。  
2 監査役小林明夫氏及び鈴木陽子氏は社外監査役であります。  
3 当社では取締役会の一層の活性化を促し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。  
4 2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
5 2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
6 2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
7 2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
8 上記の役員個々の所有株式数のほかに、役員持株会として2021年3月末現在、15,300株保有しております。

#### 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

社外取締役徐浩平氏は、これまで証券業界における豊富な経験と、幅広い識見を活かし、当社が期待する数値分析や金融関係のアドバイス等の提言を期待するものであり、当社取締役に就任以来、職務を適切に遂行していることから、当社の社外取締役に適任であると判断しております。また、当社との取引や利害関係はありません。なお、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出をしております。

社外取締役後藤研二氏は、これまで不動産・商社を始めとする豊富な経験と、幅広い識見を活かし、当社が期待するM & Aや不動産に関するアドバイス等の提言を期待するものであり、当社取締役に就任以来、職務を適切に遂行していることから、当社の社外取締役に適任であると判断しております。また、当社との取引や利害関係はありません。なお、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出をしております。

当社監査役小林明夫氏は、当事業年度開催の取締役会に全20回中20回、監査役会に全12回中12回出席し、税理士として財務及び会計に精通しており、高い識見と幅広い経験から議案審議等の必要な発言を適宜行っております。また、当社との取引や利害関係はありません。また、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

当社監査役鈴木陽子氏は、当事業年度開催の取締役会に全14回中14回出席し、監査役会に全10回中10回出席



し、経営者として財務及び会計に精通しており、高い識見と幅広い経験から議案審議等の必要な発言を適宜行っております。また、当社との取引や利害関係はありません。なお、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

社外監査役は主な活動として、監査役会を通じて他の監査役と連携を取りながら、会計監査人および内部統制監査機能を含む内部監査部門とそれぞれの監査計画、実施状況、監査結果について定期的に会合をもち、必要に応じ随時連絡を行い、意見交換と情報の共有化を図り効率的かつ効果的な監査を進めております。

社外取締役並びに社外監査役には、業務執行を行う当社経営陣から独立した客観的な立場での業務全般にかかわる適切な助言を行うとともに、監督並びに監査機能を求めております。社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針はないものの、選任にあたっては、当社と人的、資本的、取引関係等が無いことが望ましいと考えておりますが、一方で当社の業容を良く理解している、業界に精通していることも重要視しております。当社の社外取締役、社外監査役につきましては以上の観点で人選いたしておりますが、いずれも高い独立性があると判断いたします。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会等において内部監査及び監査役監査の結果、コンプライアンスの状況や内部統制システムの構築・運用状況を含むリスク管理状況等について報告を受けており、これらの情報を活かして、取締役会において経営の監督を行っております。また、社外監査役は常勤監査役と常に連携を図るとともに、内部監査及び会計監査人から監査結果等について報告を受け、これらの情報を踏まえて業務執行の監査を行っております。

### (3) 【監査の状況】

#### 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、常勤監査役1名及び社外監査役2名で行っており、取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務の状況を調査しております。また、決算の都度、会計監査人より監査の報告を受けております。

当連結会計年度において当社は年12回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
上妻 進一郎	12	12
小林 明夫	12	12
鈴木 陽子	10	10

監査役 鈴木陽子氏については、2020年6月30日開催の第41期定時株主総会において新たに監査役に就任したため、就任後に開催されたもののみを対象としております。

監査役会における主な検討事項として、取締役の職務の執行が適正になされているか、並びに取締役会決議内容について検討いたしました。

常勤監査役の活動として、取締役会以外の重要な会議への出席、本社及び事業所における業務及び財産の状況の調査、取締役及び監査役との意思疎通及び情報交換等、日常的に監査しており、監査役会で定期的に報告しております。また、内部監査担当・会計監査人と随時意思疎通及び情報交換を実施しております。

#### 内部監査の状況

当社グループは内部監査担当を設置し、業務執行状況の監査を実施しております。また、内部監査を通してコンプライアンスの徹底を図るとともに内部統制機能の向上に取り組んでおります。

#### 会計監査の状況

##### a) 監査法人の名称

UHY東京監査法人

## b) 継続監査期間

15年間

## c) 業務を執行した公認会計士

原伸之(6年継続監査)

谷田修一(4年継続監査)

## d) 監査業務に係る補助者の構成

会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士3名、その他5名となります。

## e) 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定及び評価に際しては、当社の広範な業務内容に対応して効率的な監査業務を実施することができる一定の規模と特に中国においてもネットワークを持つこと、審査体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績などにより総合的に判断いたします。また、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する指針」に基づき独立性を有することを確認するとともに、必要な専門性を有することについて検証し、確認いたします。

## f) 監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、監査法人に対して評価を行っており、同法人による会計監査は、従前から適正に行われていることを確認しております。また、監査役会は会計監査人の再任に関する確認決議をしており、その際には特に会計監査人の職務遂行に当たり、会計監査人として適正に行われることを確保するための体制である「監査に関する品質管理基準」、「監査業務における不正リスク対応基準」、「監査事務所における品質管理」及び「監査業務における品質管理」等が整備されていることを精査するとともに、監査役会は年間を通じて会計監査人から報告聴取、実地棚卸の状況、中国子会社往査の状況及び経理部門等からの報告聴取を通じて会計監査人の業務履行状況を確認し、監査法人を総合的に評価しております。

## 監査報酬の内容等

## a) 監査公認会計士等に対する報酬

(単位：千円)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
提出会社	24,600	1,000	26,600	
連結子会社				
計	24,600	1,000	26,600	

前連結会計年度の当社における非監査業務の内容は、財務調査業務であります。

## b) 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a)を除く)

該当事項はありません。

## c) その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

## d) 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、監査公認会計士等からの見積提案をもとに、監査計画、監査内容、監査日数等の要素を勘案して検討し、監査役会の同意を得て決定する手続きを実施しております。

## e) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りなどが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

## (4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

## (a) 方針

当社の取締役の報酬等の決定方針は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬(金銭報酬)及び株式報酬により構成しております。なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役会で確認しており、当該方針に沿うも

のであると取締役会が判断しております。また、当社は利益及び株価等のパフォーマンス指標に連動する業績連動報酬は採用しておりません。

(b) 報酬の構成

イ．基本報酬

月例の固定金銭報酬とし、当社の業績、職務の内容、職位、職責、実績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

ロ．非金銭報酬等

中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、毎年一定の時期に株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内で新株予約権（ストック・オプション）を付与するものとし、付与数は、各取締役の職務の内容、職位、職責、実績、業績等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

(c) 報酬等の種類ごとの割合

基本報酬と非金銭報酬等の割合は概ね70％：30％としております。

(d) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第27期定時株主総会において年額300百万円以内と決議されており、別枠で、同定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額200百万円以内と決議されております。また、監査役の報酬限度額は、2001年6月28日開催の第22期定時株主総会において年額50百万円以内と決議されており、別枠で、2006年6月29日開催の第27期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額50百万円以内と決議されております。

(e) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定

各取締役に支給する基本報酬については、取締役会決議に基づき代表取締役社長新川隆丈氏にその具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締役社長は、当社の業績や従業員給与の水準等も踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の職務の内容、職位、職責、実績、業績等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。当事業年度の取締役の個人別の報酬等については、2020年6月30日開催の取締役会にて決定しております。

(f) 監査役の報酬等の額またはその算定方法の決定方針に関する事項

監査役の報酬は、固定報酬としての「月額報酬」のみとし、株主総会においてその総枠を決議し、各監査役の個別金額については、監査役会における監査役の協議によって決定します。当事業年度の監査役の個人別の報酬については、2020年6月30日開催の監査役会において監査役の協議によって決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬額等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	ストック・ オプション	
取締役 (社外役員を除く。)	121,070	77,445		43,625	5
監査役 (社外役員を除く。)	5,934	5,850		84	1
社外役員	8,064	7,650		414	6

(注) 取締役の報酬には使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、もっぱら株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、持続的な成長と社会的価値、経済的価値を高めるため、業務提携、製品の安定調達など経営戦略の一環として、また、取引先及び地域社会との良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため必要と判断する企

業の株式を保有しています。

当社は、保有の意義が薄れたと考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに処分・縮減をしていく基本方針のもと、取締役会において、毎期、個別の政策保有株式について、政策保有の意義を検証し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められない株式がある場合は、その検証の結果を開示するとともに、株主として相手先企業との必要十分な対話を行います。対話の実施によっても、改善が認められない株式については、適時・適切に売却します。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計 額(千円)
非上場株式	3	20,000
非上場株式以外の株式		

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	連結貸借対照表計上額の 合計額(千円)	銘柄数 (銘柄)	連結貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式				
非上場株式以外の株式	1	95,375	1	92,000

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式			
非上場株式以外の株式	750		27,915

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、UHY東京監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適時適正な開示を実施できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	4,989,750	4,788,176
売掛金	244,533	248,327
未収入金	10,873	58,133
たな卸資産	1, 3 60,213	1, 3 94,496
その他	372,551	342,857
貸倒引当金		53,875
流動資産合計	5,677,922	5,478,117
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2 17,299,994	2 17,175,119
減価償却累計額	8,414,012	9,115,315
建物及び構築物(純額)	8,885,981	8,059,803
工具、器具及び備品	1,741,651	1,529,814
減価償却累計額	1,298,042	1,243,197
工具、器具及び備品(純額)	443,608	286,617
土地	3 1,403,989	3 1,403,989
建設仮勘定	1,540,659	563,565
有形固定資産合計	12,274,239	10,313,976
無形固定資産		
のれん	295,025	274,322
その他	130,273	66,989
無形固定資産合計	425,299	341,312
投資その他の資産		
投資有価証券	112,000	115,375
長期貸付金	334,384	367,138
繰延税金資産	555,816	7,394
敷金及び保証金	1,173,593	1,134,389
関係会社株式	4 477,904	4 632,974
その他	823,900	655,694
貸倒引当金	378,475	589,994
投資その他の資産合計	3,099,123	2,322,971
固定資産合計	15,798,662	12,978,260
繰延資産		
開業費	33,866	58,343
繰延資産合計	33,866	58,343
資産合計	21,510,451	18,514,720

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	283,924	299,522
短期借入金	5, 6 991,560	5, 6 1,767,297
1年内償還予定の社債	31,500	
1年内返済予定の長期借入金	3, 5, 6 2,422,044	3, 5, 6 2,099,219
未払金	1,591,847	685,946
未払法人税等	92,317	103,398
前受金	1,538,680	1,439,870
賞与引当金	34,862	38,627
その他	741,924	958,545
流動負債合計	7,728,661	7,392,427
<b>固定負債</b>		
長期借入金	3, 5, 6 8,702,582	3, 5, 6 7,670,307
退職給付に係る負債	132,960	144,471
資産除去債務	796,396	1,430,352
繰延税金負債	24,589	464,775
その他	159,063	81,392
固定負債合計	9,815,592	9,791,299
負債合計	17,544,253	17,183,727
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	3,683,193	3,683,193
資本剰余金	3,646,810	3,271,825
利益剰余金	2,724,502	5,806,105
自己株式	954,138	36,305
株主資本合計	3,651,362	1,112,606
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	31,290	28,006
為替換算調整勘定	81,170	61,770
その他の包括利益累計額合計	112,460	89,777
新株予約権	250,644	308,164
非支配株主持分	176,650	
純資産合計	3,966,197	1,330,993
負債純資産合計	21,510,451	18,514,720

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
売上高	14,597,905	10,547,592
売上原価	13,661,905	10,922,927
売上総利益又は売上総損失( )	935,999	375,335
販売費及び一般管理費	1 1,284,908	1 1,171,090
営業損失( )	348,908	1,546,426
営業外収益		
受取利息	24,187	14,813
受取家賃	21,763	22,119
為替差益		280,509
助成金収入		323,072
デリバティブ評価益		92,734
協賛金収入	49,957	37,432
その他	105,572	75,532
営業外収益合計	201,480	846,215
営業外費用		
支払利息	109,582	114,551
支払手数料		60,305
為替差損	213,300	
デリバティブ評価損	43,864	
開業費償却	52,226	
シンジケートローン手数料	40,562	8,183
持分法による投資損失	77,568	21,890
原油スワップ差損		8,445
その他	22,666	12,733
営業外費用合計	559,772	226,108
経常損失( )	707,200	926,319
特別利益		
新株予約権戻入益	1,624	6,134
事業譲渡益		15,109
資産除去債務戻入額		5,404
保険解約返戻金		50,166
投資有価証券売却益	752	
その他	29	
特別利益合計	2,405	76,815
特別損失		
固定資産除却損	3 6,879	3 6,154
減損損失	2 3,354,030	2 1,180,282
関係会社株式売却損		10,685
投資有価証券評価損	27,001	
貸倒引当金繰入額	362,215	217,845
その他	104,129	138
特別損失合計	3,854,257	1,415,107
税金等調整前当期純損失( )	4,559,052	2,264,611
法人税、住民税及び事業税	68,323	58,957
法人税等調整額	16,970	989,565
法人税等合計	85,294	1,048,523
当期純損失( )	4,644,346	3,313,134
非支配株主に帰属する当期純損失( )	1,379,755	231,530
親会社株主に帰属する当期純損失( )	3,264,590	3,081,603



## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純損失( )	4,644,346	3,313,134
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	29,042	3,283
為替換算調整勘定	194,147	33,276
持分法適用会社に対する持分相当額	4,017	4,030
その他の包括利益合計	1 227,207	1 32,528
包括利益	4,871,553	3,280,605
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,390,126	3,060,887
非支配株主に係る包括利益	1,481,427	219,717

## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,664,741	3,625,982	639,335	954,138	6,975,921
当期変動額					
新株の発行	18,451	18,451			36,903
剰余金の配当			99,246		99,246
親会社株主に帰属する 当期純損失( )			3,264,590		3,264,590
自己株式の処分					-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		2,375			2,375
当期変動額合計	18,451	20,827	3,363,837	-	3,324,558
当期末残高	3,683,193	3,646,810	2,724,502	954,138	3,651,362

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	2,247	17,375	15,127	198,393	1,689,544	8,878,987
当期変動額						
新株の発行				7,833		29,069
剰余金の配当						99,246
親会社株主に帰属する 当期純損失( )						3,264,590
自己株式の処分						-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	29,042	98,545	127,588	60,084	1,512,893	1,578,021
当期変動額合計	29,042	98,545	127,588	52,251	1,512,893	4,912,789
当期末残高	31,290	81,170	112,460	250,644	176,650	3,966,197

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,683,193	3,646,810	2,724,502	954,138	3,651,362
当期変動額					
新株の発行					-
剰余金の配当					-
親会社株主に帰属する 当期純損失( )			3,081,603		3,081,603
自己株式の処分		372,042		917,832	545,790
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		2,942			2,942
当期変動額合計	-	374,985	3,081,603	917,832	2,538,756
当期末残高	3,683,193	3,271,825	5,806,105	36,305	1,112,606

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	31,290	81,170	112,460	250,644	176,650	3,966,197
当期変動額						
新株の発行						-
剰余金の配当						-
親会社株主に帰属する 当期純損失( )						3,081,603
自己株式の処分				2,859		542,930
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	3,283	19,399	22,682	60,379	176,650	96,531
当期変動額合計	3,283	19,399	22,682	57,519	176,650	2,635,203
当期末残高	28,006	61,770	89,777	308,164	-	1,330,993

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失( )	4,559,052	2,264,611
減価償却費	1,353,854	1,081,778
のれん償却額	15,527	20,703
株式報酬費用	61,928	60,313
減損損失	3,354,030	1,180,282
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	8,444	11,511
貸倒引当金の増減額( は減少)	360,811	249,454
賞与引当金の増減額( は減少)	3,866	3,492
受取利息及び受取配当金	27,463	17,003
投資有価証券売却損益( は益)	752	
投資有価証券評価損益( は益)	27,001	
新株予約権戻入益	1,624	6,134
支払利息	112,079	115,569
為替差損益( は益)	213,300	312,118
持分法による投資損益( は益)	77,568	21,890
デリバティブ評価損益( は益)	43,864	92,734
固定資産除売却損益( は益)	6,908	
事業譲渡損益( は益)		15,109
助成金収入		323,072
保険解約返戻金		50,166
売上債権の増減額( は増加)	265,675	141,879
棚卸資産の増減額( は増加)	6,567	33,737
繰延資産の増減額( は増加)	79,757	19,650
未収消費税等の増減額( は増加)	116,425	28,164
未払消費税等の増減額( は減少)	342,425	242,089
仕入債務の増減額( は減少)	100,330	7,854
建設協力金の賃料相殺	77,804	89,820
未払金の増減額( は減少)	146,893	65,261
その他	108,719	147,151
小計	2,086,500	81,402
利息及び配当金の受取額	24,950	4,733
利息の支払額	106,235	115,702
助成金の受取額		323,072
法人税等の支払額	119,786	61,379
法人税等の還付額		53,256
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,885,428	122,578

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	910,057	208,140
無形固定資産の取得による支出	1,819	
資産除去債務の履行による支出		19,569
差入保証金の差入による支出	246,040	1,483
差入保証金の回収による収入	24,021	17,046
貸付けによる支出	2,502	
貸付金の回収による収入	75,131	447
建設協力金の支払による支出	310,772	
関係会社株式の売却による収入		160,254
関係会社株式の取得による支出	83,117	345,432
事業譲受による支出	2 315,660	
事業譲渡による収入		15,650
保険積立金の解約による収入		107,978
その他	114,057	2,241
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,884,875	275,489
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の増減額 ( は減少)	691,560	775,737
社債の償還による支出	49,000	31,500
長期借入れによる収入	3,954,480	
長期借入金の返済による支出	2,124,128	1,355,098
割賦債務の返済による支出	112,746	81,974
株式の発行による収入	28,849	
非支配株主からの払込みによる収入		86,865
非支配株主からの株式取得による支出	29,090	45,628
配当金の支払額	99,362	804
新株予約権の発行による収入		6,200
自己株式の処分による収入		542,930
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,260,562	103,273
現金及び現金同等物に係る換算差額	64,069	54,610
現金及び現金同等物の増減額 ( は減少)	2,197,046	201,573
現金及び現金同等物の期首残高	2,792,704	4,989,750
現金及び現金同等物の期末残高	1 4,989,750	1 4,788,176

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

## 1 連結の範囲に関する事項

## (1) 連結子会社の数 13社

連結子会社の名称

株式会社極楽湯

合同会社極楽湯東日本

極楽湯中国控股有限公司

上海極楽湯企業管理集团有限公司

Gokurakuyu China Spa & Hotels Limited

極楽湯(上海)沐浴股份有限公司

極楽湯(上海)沐浴管理有限公司

極楽湯(武漢)沐浴有限公司

極楽湯(上海)建築方案諮詢有限公司

極楽湯(蘇州)酒店管理有限公司

吉林極楽湯酒店管理有限公司

旅籠(上海)酒店管理有限公司

極楽湯(杭州)酒店管理有限公司

## (2) 連結範囲の重要な変更

該当事項はございません。

## (3) 非連結子会社の数 3社

非連結子会社の名称 合同会社極楽湯レンダー

上海極楽湯商貿有限公司

Gokurakuyu Hong Kong Hotels Management Limited

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

## 2 持分法の適用に関する事項

## (1) 持分法を適用した関連会社の数 2社

会社等の名称: 康樂股份有限公司、株式会社エオネックス

当連結会計年度における株式取得により株式会社エオネックスを持分法適用の範囲に含めております。

## (2) 持分法を適用しない関連会社の数 1社

主要な関連会社の名称 上海凡盛酒店管理有限公司

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

## 3 連結子会社の事業年度等に関する事項

該当事項はございません。

## 4 会計方針に関する事項

## (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

## a 時価のあるもの

当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定)

## b 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

**デリバティブ取引の評価基準及び評価方法**

時価法を採用しております。

**たな卸資産の評価基準及び評価方法****a 商品**

総平均法による原価法を採用しております。

(連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

**b 貯蔵品**

最終仕入原価法を採用しております。

**(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法****有形固定資産(リース資産を除く)**

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 2～37年

工具、器具及び備品 2～19年

**無形固定資産(リース資産を除く)**

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年～10年)に基づいております。

**リース資産**

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

**(3) 重要な引当金の計上基準****貸倒引当金**

債権の貸倒損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

**a 一般債権**

貸倒実績率法を採用しております。

**b 貸倒懸念債権及び破産更生債権**

財務内容評価法を採用しております。

**賞与引当金**

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

**(4) 退職給付に係る会計処理の方法**

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

**(5) 重要なヘッジ会計の方法****ヘッジ会計の方法**

特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。

**ヘッジ手段とヘッジ対象**

ヘッジ手段... 金利スワップ取引

ヘッジ対象... 借入金利息

**ヘッジ方針**

当社規程に基づき、借入金に係る金利変動をヘッジしております。

**ヘッジ有効性評価の方法**

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため有効性の判定を省略しております。

**(6) のれんの償却方法及び償却期間**

15年間の定額法により償却しております。

**(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲**

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建て金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産および負債は、各子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めています。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

開業費

5年間で均等償却することとしております。

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

(重要な会計上の見積り)

当社グループの連結財務諸表には、経営者の見積りを含みます。資産・負債及び損益に影響を与える見積りは、過去の実績やその他の様々な要因を勘案し経営者が合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際に生じる結果とは異なる可能性があります。

中でも、新型コロナウイルス感染症の影響は、当連結会計年度末日における見積りに勘案すべき不確実性の高い事象であり、当該事象は温浴事業に影響を及ぼしているものと認識しております。同業界では、総体として需要の減退が顕著でありコロナ以前までの需要の回復には複数年を要するとの見方があるものの、当社グループの温浴事業はワクチン接種等により2022年度にかけて回復していくものとの仮定に基づいております。このような仮定に関し、将来の不確実性がさらに高まった場合には、その時点で見積りの修正を行う可能性があります。

上記の他、当社グループの連結財務諸表に重要な影響を与える可能性のある主な見積りは、以下の通りであります。

・固定資産の減損損失

当連結会計年度に計上した固定資産の減損損失の金額は1,180,282千円であります。これには、日本セグメントに関連して認識した減損損失843,702千円及び中国セグメントに関連して認識した減損損失336,579千円が含まれております。

それぞれのセグメントにおいて、休業や需要の減退により建物設備等の稼働率が低迷し収益性が低下したことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を上記減損損失として計上しております。

回収可能価額は使用価値により測定しており、事業計画に基づく将来キャッシュ・フローにより算定されますが、将来キャッシュ・フローに含まれる売上高や売上原価など重要な仮定に不確実性があり、計画に対し遅れが生じた場合、連結財務諸表に影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、現在評価中であります。



## (表示方法の変更)

## (連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「固定負債」の「その他」に含めていた「繰延税金負債」は、連結財務諸表の明瞭性を高めるため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度の「繰延税金負債」は24,589千円であります。

## ('会計上の見積りの開示に関する会計基準'の適用)

当連結会計年度より、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を適用しております。ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

## (追加情報)

当社グループの一部で、2020年4月2日に確定拠出企業年金制度を採用いたしました。

## (連結貸借対照表関係)

## 1 たな卸資産の内訳

(単位：千円)		
	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
商品	39,676	61,109
貯蔵品	20,536	11,154
仕掛品	-	22,232
計	60,213	94,496

## 2 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)		
	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
建物及び構築物	9,491	9,491

## 3 担保資産及び担保債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

(単位：千円)		
	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
土地	1,221,938	1,403,989
建物	-	440,474
計	1,221,938	1,844,464

(単位：千円)		
	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	189,256	1,160,315
長期借入金	1,550,770	4,402,041
計	1,740,026	5,562,357

## 4 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
関係会社株式	477,904	632,974

5 当社及び中国子会社では、運転資金の効率的な調達を行うため、日本国内の取引銀行7行及び中国の取引2行と当座貸越契約を締結しております。また、当社は取引金融機関20行とシンジケート方式による貸出コミットメントライン契約を締結し、出店資金及び運転資金を調達しております。そのうち、これらの契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。

なお、当該貸出コミットメントライン契約には連結貸借対照表の純資産の部の金額や、連結損益計算書の経常損失により算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されております。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
当座貸越極度額	1,952,600	1,800,740
借入実行残高	991,560	1,635,797
差引額	961,040	164,942

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
貸出コミットメントの総額	3,204,480	3,204,480
借入実行残高	3,204,480	3,204,480
差引額	-	-

## 6 財務制限条項

当社は金融機関20行とシンジケート契約を締結しており、本契約には連結貸借対照表の純資産の部の金額や、連結損益計算書の経常損失により算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されております。これについて、当連結会計年度末において当該財務制限条項に抵触しておりますが、主要取引先金融機関と密接な関係を維持し、定期的に建設的な協議を継続していることから、今後も主要取引先金融機関より継続的な支援が得られるものと考えております。

なお、この契約に基づく連結会計年度末日における借入残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	1,377,828	1,253,349
長期借入金	5,403,852	4,407,029
計	6,781,680	5,660,379

(連結損益計算書関係)

## 1 販売費及び一般管理費の主なもの

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
役員報酬	117,195	90,945
給料手当	387,675	344,964
減価償却費	40,913	37,468

## 2 減損損失

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
極楽湯 宮崎店 (宮崎県宮崎市)	温浴施設	建物及び構築物及び工具、器具及び備品等	7,806
極楽湯 千葉稲毛店 (千葉県稲毛市)	温浴施設	建物及び構築物及び工具、器具及び備品等	5,066
極楽湯 奈良店 (奈良県奈良市)	温浴施設	建物及び構築物及び工具、器具及び備品等	2,264
RAKU SPA GARDEN 名古屋 (愛知県名古屋市)	温浴施設	建物及び構築物及び工具、器具及び備品等	1,216,463
極楽湯 富谷店 (宮城県富谷市)	温浴施設	建物及び構築物及び工具、器具及び備品等	9,560
極楽湯 羽生温泉 (埼玉県羽生市)	温浴施設	建物及び構築物及び工具、器具及び備品等	9,647
中国黒龍江省大慶市	温浴施設 (予定)	建物及び構築物	385,371
極楽湯 金銀潭温泉館 (中国湖北省武漢市)	温浴施設	建物及び構築物及び工具、器具及び備品等	1,031,026
極楽湯 欧亜温泉館 (中国吉林省長春市)	温浴施設	建物及び構築物及び工具、器具及び備品等	686,822

当社グループは、店舗ごとに資産をグルーピングしております。

上記に係る資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しました。その内訳は、建物及び構築物3,139,057千円、工具、器具及び備品172,103千円、ソフトウェア13,576千円、その他29,293千円です。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを0.89%で割引いて算定しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
極楽湯 幸手店 (埼玉県幸手市)	温浴施設	建物及び構築物及び工具、器具及び備品等	75,072
極楽湯 堺泉北店 (大阪府堺市)	温浴施設	建物及び構築物及び工具、器具及び備品等	76,310
極楽湯 金沢野々市店 (石川県野々市市)	温浴施設	建物及び構築物及び工具、器具及び備品等	54,159
極楽湯 青森店 (青森県青森市)	温浴施設	建物及び構築物及び工具、器具及び備品等	81,798
極楽湯 多摩センター店 (東京都多摩市)	温浴施設	建物及び構築物及び工具、器具及び備品等	53,025
極楽湯 千葉稲毛店 (千葉県千葉市)	温浴施設	建物及び構築物及び工具、器具及び備品等	1,534
極楽湯 吹田店 (大阪府吹田市)	温浴施設	建物及び構築物及び工具、器具及び備品等	117,266
RAKU SPA Cafe 浜松 (静岡県浜松市)	温浴施設	建物及び構築物及び工具、器具及び備品等	45,780
RAKU SPA GARDEN 名古屋 (愛知県名古屋市)	温浴施設	建物及び構築物及び工具、器具及び備品等	307,786
極楽湯 松崎店 (新潟県新潟市)	温浴施設	建物及び構築物及び工具、器具及び備品等	30,967
中国浙江省杭州市	温浴施設 (予定)	建設仮勘定	336,579

当社グループは、店舗ごとに資産をグルーピングしております。

上記に係る資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しました。その内訳は建物及び構築物790,300千円、工具、器具及び備品44,926千円、ソフトウェア6,985千円、建設仮勘定336,579千円、その他1,490千円です。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを0.93%で割り引いて測定しております。

### 3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
建物及び構築物	6,226	5,359
工具、器具及び備品	653	0
ソフトウェア	-	794
計	6,879	6,154

(連結包括利益計算書関係)

#### 1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
その他の有価証券評価差額金		
当期発生額	41,107	3,283
組替調整額	752	-
税効果調整前	41,859	3,283
税効果額	12,817	-
その他有価証券評価差額金	29,042	3,283
為替換算調整勘定		
当期発生額	194,147	33,276
為替換算調整勘定	194,147	33,276
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	4,017	4,072
組替調整額	-	41
持分法適用会社に対する持分相当額	4,017	4,030
その他の包括利益合計	227,207	32,528

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)

#### 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	18,458,800	103,400	-	18,562,200

(変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による増加 103,400株

#### 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,917,675	-	-	1,917,675

## 3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	2,627,800	479,000	197,600	2,909,200	250,644
連結子会社	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	14,407	40,000	14,407	40,000	-
合計			2,642,207	519,000	212,007	2,949,200	250,644
上記のうち権利行使期間の初日が到来していないストック・オプションとしての新株予約権			834,000	432,000	486,000	780,000	28,351

注 1 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2 新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3 新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の権利行使によるものが103,400株及び権利失効によるものが94,200株の合計であります。

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	99,246	6	2019年3月31日	2019年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	18,562,200	-	-	18,562,200

(変動事由の概要)

変動事由はありません。

## 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,917,675	-	1,844,700	72,975

(変動事由の概要)

第24回新株予約権(行使価額修正条項付)の権利行使による減少 1,844,700株

## 3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	2,909,200	672,000	238,800	3,342,400	304,823
	新株予約権	普通株式	-	4,000,000	1,844,700	2,155,300	3,340
連結子会社	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	40,000	-	-	40,000	-
合計			2,949,200	4,672,000	2,083,500	5,537,700	308,163
上記のうち権利行使期間の初日が到来していないストック・オプションとしての新株予約権			780,000	572,000	402,000	950,000	23,729

注 1 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2 新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3 新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の権利行使によるものが1,844,700株及び権利失効によるものが238,800株の合計であります。

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

## 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	4,989,750	4,788,176
預入期間が3か月超の定期預金	-	-
現金及び現金同等物	4,989,750	4,788,176

## 2 事業譲受より増加した資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

連結子会社である合同会社極楽湯東日本による事業譲受に伴い取得した資産及び負債の内訳並びに当該事業譲受による支出との関係は次のとおりであります。

流動資産	18,775 千円
固定資産	252,916 千円
のれん	310,553 千円
固定負債	266,585 千円
差引：事業譲受による支出	315,660 千円

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

## (リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

## (借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
1年内	153,600	153,600
1年超	821,148	667,548
合計	974,748	821,148

## (金融商品関係)

## 1 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金(短期・長期)及び設備投資資金(長期)であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。また、エネルギー市場価格変動リスクに対して原油スワップ取引を実施して、一部の運転用品費の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客(フランチャイズ契約先)の信用リスクに晒されております。また、差入敷金保証金は、主に土地、建物等の賃借契約における保証金であり、賃借先の信用リスクに晒されております。投資有価証券である株式は、市場価格及び実質価額の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で13年8か月後であります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスクの管理

当社グループは、売掛金については取引先ごとに期日管理及び残高管理を行う体制としております。また、モニタリングを行い財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。差入敷金保証金については、モニタリングを行い財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブの利用にあたっては、信用度の高い金融機関に限定しているため信用リスクは僅少であります。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

## 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対応するため、金利スワップ取引を利用しております。また、金利変動のリスクをおさえるため、長期契約による金利の固定化を進めております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

## 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

定期的に手許流動性について取締役会へ報告され、早期把握やリスク軽減にむけた管理をしております。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注)2を参照下さい。)

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	4,989,750	4,989,750	-
(2) 売掛金	244,533	244,533	-
(3) 投資有価証券	92,000	92,000	-
(4) 敷金及び保証金	1,173,593	-	-
貸倒引当金	27,468	-	-
差引計	1,146,125	1,056,511	89,613
(5) 長期貸付金	334,384	-	-
貸倒引当金	331,142	-	-
差引計	3,242	3,242	-
(6) 関係会社株式	354,013	451,555	97,542
資産計	6,829,665	6,837,593	7,928
(1) 買掛金	283,924	283,924	-
(2) 未払金	1,591,847	1,591,847	-
(3) 短期借入金	991,560	991,560	-
(4) 1年内償還予定の社債	31,500	31,554	54
(5) 1年内返済予定の長期借入金	2,422,044	2,423,971	1,927
(6) 長期借入金	8,702,582	8,705,148	2,566
負債計	14,023,458	14,028,006	4,548

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	4,788,176	4,788,176	-
(2) 売掛金	248,327	248,327	-
(3) 投資有価証券	95,375	95,375	-
(4) 敷金及び保証金	1,134,389	-	-
貸倒引当金	47,012	-	-
差引計	1,087,377	1,012,811	74,565
(5) 長期貸付金	367,138	-	-
貸倒引当金	367,138	-	-
差引計	-	-	-
(6) 関係会社株式	325,589	534,952	209,363
資産計	6,544,846	6,679,643	134,797
(1) 買掛金	299,522	299,522	-
(2) 未払金	685,946	685,946	-
(3) 短期借入金	1,767,297	1,767,297	-
(4) 1年内返済予定の長期借入金	2,099,219	2,101,110	1,891
(5) 長期借入金	7,670,307	7,685,074	14,766
負債計	12,522,293	12,538,951	16,657
デリバティブ取引	48,869	48,869	-

デリバティブ取引によって生じたデリバティブ資産及びデリバティブ負債は純額で表示しており、デリバティブ負債については、                    で示しております。



## (注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## 資産

## (1) 現金及び預金、及び(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

## (4) 敷金及び保証金

主に建物の賃借時に差入れている敷金・保証金であり、償還予定時期を見積り、一般に公表されている長期プライムレートで割り引いた現在価値を算定しております。

## (5) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## (6) 関係会社株式

関係会社株式の時価については、株式は取引所の価額によっております。

## 負債

## (1) 買掛金、(2) 未払金、及び(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (4) 1年内返済予定の長期借入金、及び(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

## 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2020年3月31日	2021年3月31日
非上場株式	20,000	20,000

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

## 3 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,989,750	-	-	-
売掛金	244,533	-	-	-
敷金及び保証金	-	332,201	755,960	57,964
長期貸付金	-	3,242	-	-
合計	5,234,283	335,443	755,960	57,964

(注) 1 長期貸付金のうち、返済予定額が見込めない1331,142千円は含めておりません。

2 敷金及び保証金のうち、償還予定額が見込めない127,468千円は含めておりません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,788,176	-	-	-
売掛金	248,327	-	-	-
敷金及び保証金	95,000	743,729	229,293	18,989
長期貸付金	-	-	-	-
合計	5,131,503	743,729	229,293	18,989

(注) 1 長期貸付金のうち、返済予定額が見込めない367,138千円は含めておりません。

2 敷金及び保証金のうち、償還予定額が見込めない47,012千円は含めておりません。

4 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	991,560	-	-	-	-	-
社債	31,500	-	-	-	-	-
長期借入金	2,422,044	2,204,228	1,944,960	1,558,560	1,366,496	1,628,338
合計	3,445,104	2,204,228	1,944,960	1,558,560	1,366,496	1,628,338

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	1,767,297	-	-	-	-	-
長期借入金	2,099,219	2,259,479	1,445,479	2,175,584	893,590	896,174
合計	3,866,516	2,259,479	1,445,479	2,175,584	893,590	896,174

(有価証券関係)

## 1 その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

区分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの 株式	92,000	123,290	31,290
合計	92,000	123,290	31,290

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額20,000千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

区分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 株式	95,375	123,290	27,915
合計	95,375	123,290	27,915

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額20,000千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	10,701	752	-

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

## 3 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当連結会計年度において、投資有価証券について27,001千円減損処理を行っております。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の減損処理にあたっては、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下していると判断したものについて減損処理を行っております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

## 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

区分	取引の種類	契約額等	契約額のうち 1年超	時価	損益
市場取引以外の取引	原油スワップ取引 支払固定・ 受取変動	257,025	171,350	43,864	43,864

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

区分	取引の種類	契約額等	契約額のうち 1年超	時価	損益
市場取引以外の取引	原油スワップ取引 支払固定・ 受取変動	171,350	85,675	48,869	48,869

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

## 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

## 金利関連

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち 1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	666,400	525,600	23,328

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち 1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	713,920	525,600	13,890

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

## 1 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として退職一時金制度を採用しております。なお、退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

## 2 簡便法を適用した確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	124,515	132,960
退職給付費用	20,138	20,084
退職給付の支払額	11,693	8,573
退職給付に係る負債の期末残高	132,960	144,471

## (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	132,960	144,471
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	132,960	144,471
退職給付に係る負債	132,960	144,471
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	132,960	144,471

## (3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

前連結会計年度20,138千円

当連結会計年度20,084千円

## 3 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、当連結会計年度10,163千円であります。

## (税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金(注2)	349,688	739,486
退職給付に係る負債	45,928	49,911
賞与引当金	11,177	11,971
減価償却費累計額	367,427	446,715
減損損失累計額	804,723	967,253
資産除去債務	202,796	530,337
株式報酬費用	51,579	67,582
貸倒引当金	109,430	187,759
長期前受収益	20,275	13,601
現物出資差額	25,042	25,042
投資有価証券	14,786	7,634
その他	58,524	44,592
繰延税金資産小計	2,061,380	3,091,890
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	304,337	738,373
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,144,381	2,346,121
評価性引当額小計(注1)	1,448,719	3,084,495
繰延税金資産合計	612,660	7,394
繰延税金負債		
資産除去債務	57,401	401,085
保証金利息	15,565	16,339
未払事業税	-	9,412
連結調整	39,603	37,937
繰延税金負債合計	112,570	464,775
繰延税金資産の純額	500,090	457,381

(注) 1 評価性引当額が1,635,776千円増加しております。この増加の主な内容は、連結子会社において繰延税金資産の回収可能性を判断する際、企業分類を変更したことに伴い、将来減算一時差異に係る評価性引当額を認識したことによるものであります。また、固定資産の減損及び税務上の繰越欠損金が増加したためであります。

## 2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
繰越欠損金(a)	-	-	-	-	268,242	81,445	349,687
評価性引当額	-	-	-	-	265,609	38,728	304,337
繰延税金資産	-	-	-	-	2,633	42,717	(b)45,350

a 繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

b 繰越欠損金349,687千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産45,350千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
繰越欠損金(a)	-	-	-	293,627	359,935	85,923	739,486
評価性引当額	-	-	-	293,174	359,275	85,923	738,373
繰延税金資産	-	-	-	453	659	-	(b) 1,112

a 繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

b 繰越欠損金739,486千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産1,112千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評

価性引当額を認識しておりません。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗設備の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から9年～30年と見積り、割引率は1.0%～1.6%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
期首残高	539,002	857,146
事業譲受けに伴う増加額	267,060	-
見積の変更による増加額	-	626,831
時の経過による調整額	10,756	12,529
資産除去債務の履行による減少額	-	19,569
その他増減額(は減少)	40,326	5,404
期末残高	857,146	1,471,533

(4) 資産除去債務の金額の見積りの変更

当連結会計年度において、原状回復費用について退去時の新たな情報の入手に伴い、退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行い、当連結会計年度において626,831千円を変更前の資産除去債務に加算しております。

(ストック・オプション等関係)

1 費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	61,928	60,313

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
新株予約権戻入益	1,624	6,134

## 3 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1)ストック・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	2013年度株式報酬型 ストック・オプション	第16回 ストック・オプション	2014年度株式報酬型 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 5名	当社社外取締役 1名 当社監査役 3名 当社従業員 135名	当社取締役 5名
ストック・オプションの数(注)1	普通株式 61,800株	普通株式 581,000株	普通株式 45,100株
付与日	2013年7月12日	2014年6月26日	2014年7月11日
権利確定条件	当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	在任期間が1年以上(取締役、監査役及び従業員(管理職)の場合、従業員(管理職除く)の場合は3年)で、かつ、割当日から6ヶ月を経過すること(取締役、監査役の場合、従業員の場合は1年)。その他、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2013年7月13日から 2033年7月12日まで	2016年7月1日から 2020年6月30日まで	2014年7月12日から 2034年7月11日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	第17回 ストック・オプション	2015年度株式報酬型 ストック・オプション	第18回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社社外取締役 1名 当社監査役 3名 当社執行役員及び従業員 129名	当社取締役 5名	当社社外取締役 2名 当社監査役 3名 当社執行役員及び従業員 131名
ストック・オプションの数(注)1	普通株式 660,000株	普通株式 36,400株	普通株式 603,000株
付与日	2015年6月25日	2015年7月10日	2016年6月29日
権利確定条件	在任期間が1年以上(取締役、監査役及び従業員(管理職)の場合、従業員(管理職除く)の場合は3年)で、かつ、割当日から6ヶ月を経過すること(取締役、監査役の場合、従業員の場合は1年)。その他、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	在任期間が1年以上(取締役、監査役及び従業員(管理職)の場合、従業員(管理職除く)の場合は3年)で、かつ、割当日から6ヶ月を経過すること(取締役、監査役の場合、従業員の場合は1年)。その他、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2017年7月1日から 2021年6月30日まで	2015年7月11日から 2035年7月10日まで	2018年7月1日から 2022年6月30日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	2016年度株式報酬型 ストック・オプション	第19回 ストック・オプション	第20回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 5名	当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社執行役員及び従業員 67名 当社子会社取締役 3名	当社子会社取締役 2名
ストック・オプションの数(注)1	普通株式 114,500株	普通株式 453,000株	普通株式 25,000株
付与日	2016年7月14日	2017年6月28日	2018年3月16日
権利確定条件	当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	在任期間が1年以上(取締役、監査役及び従業員(管理職)の場合、従業員(管理職除く)の場合は3年)で、かつ、割当日から6ヶ月を経過すること(取締役、監査役の場合、従業員の場合は1年)。その他、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	在任期間が1年以上(取締役、監査役及び従業員(管理職)の場合、従業員(管理職除く)の場合は3年)で、かつ、割当日から6ヶ月を経過すること(取締役、監査役の場合、従業員の場合は1年)。その他、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2016年7月15日から 2036年7月14日まで	2019年7月1日から 2023年6月30日まで	2019年7月1日から 2023年6月30日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	2017年度株式報酬型 ストック・オプション	第21回 ストック・オプション	2018年度株式報酬型 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 3名	当社取締役 7名 当社監査役 3名 当社執行役員及び子会社取締役 2名 当社子会社従業員 74名	当社取締役 3名
ストック・オプションの数(注)1	普通株式 77,500株	普通株式 481,000株	普通株式 45,500株
付与日	2018年3月31日	2018年6月27日	2018年7月14日
権利確定条件	当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	在任期間が1年以上(取締役、監査役及び従業員(管理職)の場合、従業員(管理職除く)の場合は3年)で、かつ、割当日から6ヶ月を経過すること(取締役、監査役の場合、従業員の場合は1年)。その他、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2018年4月1日から 2038年3月31日まで	2020年7月1日から 2024年6月30日まで	2018年7月15日から 2038年7月14日まで



会社名	Gokurakuyu China SPA & Hotels Limited	提出会社	提出会社
	第1回ストック・オプション	第22回 ストック・オプション	2019年度株式報酬型 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	発行会社董事 3名	当社取締役 7名 当社監査役 3名 当社従業員 11名 当社子会社取締役及び従業員 66名	当社取締役 3名
ストック・オプションの数(注)1	普通株式 40,000株	普通株式 383,000株	普通株式 90,000株
付与日	2019年4月15日	2019年6月26日	2019年7月13日
権利確定条件		在任期間が1年以上(取締役、監査役及び従業員(管理職)の場合、従業員(管理職除く)の場合は3年)で、かつ、割当日から6ヶ月を経過すること(取締役、監査役の場合、従業員の場合は1年)。その他、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年7月1日から 2029年6月30日まで	2021年7月1日から 2025年6月30日まで	2019年7月14日から 2039年7月13日まで

会社名	提出会社	提出会社
	第23回 ストック・オプション	2020年度株式報酬型 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社従業員 8名 当社子会社従業員 161名	当社取締役 4名
ストック・オプションの数(注)1	普通株式 567,000株	普通株式 100,000株
付与日	2020年6月30日	2020年7月17日
権利確定条件	在任期間が1年以上(取締役、監査役及び従業員(管理職)の場合、従業員(管理職除く)の場合は3年)で、かつ、割当日から6ヶ月を経過すること(取締役、監査役の場合、従業員の場合は1年)。その他、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年7月1日から 2026年6月30日まで	2020年7月18日から 2040年7月17日まで

(注)1 株式数に換算して記載しております。

2 その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書によっております。

## (2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
	2013年度株式報酬型ストック・オプション	第16回ストック・オプション	2014年度株式報酬型ストック・オプション	第17回ストック・オプション	2015年度株式報酬型ストック・オプション
権利確定前 前連結会計年度末 付与 失効 権利確定 未確定残					
権利確定後 前連結会計年度末 権利確定 権利行使 失効 未行使残	36,200	227,800	26,400	495,000	21,300
	36,200	227,800	26,400	495,000	21,300

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
	第18回ストック・オプション	2016年度株式報酬型ストック・オプション	第19回ストック・オプション	第20回ストック・オプション	2017年度株式報酬型ストック・オプション
権利確定前 前連結会計年度末 付与 失効 権利確定 未確定残					
権利確定後 前連結会計年度末 権利確定 権利行使 失効 未行使残	576,000	90,500	412,000	25,000	77,500
	576,000	90,500	412,000	25,000	77,500

会社名	提出会社	提出会社	Gokurakuyu China SPA & Hotels Limited	提出会社	提出会社
	第21回ストック・オプション	2018年度株式報酬型ストック・オプション	第1回ストック・オプション	第22回ストック・オプション	2019年度株式報酬型ストック・オプション
権利確定前 前連結会計年度末 付与 失効 権利確定 未確定残	397,000			383,000	
権利確定後 前連結会計年度末 権利確定 権利行使 失効 未行使残	397,000	45,500	40,000	383,000	90,000
	397,000	45,500	40,000		90,000

会社名	提出会社	提出会社
-----	------	------

	第23回 ストック・ オプション	2020年度株式報 酬型ストック・ オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末 付与	572,000	100,000
失効	5,000	
権利確定		100,000
未確定残	567,000	
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末 権利確定		100,000
権利行使		
失効		
未行使残		100,000

## 単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
	2013年度株式報 酬型ストック・ オプション	第16回 ストック・ オプション	2014年度株式報 酬型ストック・ オプション	第17回 ストック・ オプション	2015年度株式報 酬型ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	1	430	1	551	1
行使時平均株価 (円)					
公正な評価単価 (付与日) (円)	266	26	365	38	462

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
	第18回 ストック・ オプション	2016年度株式報 酬型ストック・ オプション	第19回 ストック・ オプション	第20回 ストック・ オプション	2017年度株式報 酬型ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	544	1	823	703	1
行使時平均株価 (円)					
公正な評価単価 (付与日) (円)	51	465	82	63	628

会社名	提出会社	提出会社	Gokurakuyu China SPA & Hotels Limited	提出会社	提出会社
	第21回 ストック・ オプション	2018年度株式報 酬型ストック・ オプション	第1回 ストック・ オプション	第22回 ストック・ オプション	2019年度株式報 酬型ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	716	1		571	1
行使時平均株価 (円)					
公正な評価単価 (付与日) (円)	76	639		11	510

会社名	提出会社	提出会社
	第23回 ストック・ オプション	2020年度株式報 酬型ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	379	1
行使時平均株価 (円)		
公正な評価単価 (付与日) (円)	16	378

#### 4 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 当連結会計年度において付与された2020年ストック・オプション(第23回)についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	2020年 ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	6%
予想残存期間 (注) 2	4年
予想配当 (注) 3	0円/株
無リスク利子率 (注) 4	0.162%

(注) 1 4年間(2016年6月27日から2020年6月29日)の株価実績に基づき算定しております。

2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3 2020年3月期の配当実績によっております。

4 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

(2) 当連結会計年度において付与された2020年度株式報酬型ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	2020年度株式報酬型 ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	11%
予想残存期間 (注) 2	11.5年
予想配当 (注) 3	0円/株
無リスク利子率 (注) 4	0.066%

(注) 1 11.5年間(2010年1月13日から2020年6月26日)の株価実績に基づき算定しております。

2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3 2020年3月期の配当実績によっております。

4 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

#### 5 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## (セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

## 1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、意思決定機関である取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループ事業は、温浴事業を主な事業内容とする単一事業であり、各グループ会社において包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、温浴事業を基礎とした所在地別のセグメントから構成されており、「日本」、「中国」の2つを報告セグメントとしております。

## 2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は営業利益ベースの数値であり、セグメント間の内部売上高及び振替高は、市場の実勢価格に基づいております。

## 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額(注)	連結財務諸表 計上額
	日本	中国	計		
売上高					
外部顧客への売上高	12,572,664	2,025,240	14,597,905		14,597,905
セグメント間の内部 売上高又は振替高	30,422		30,422	30,422	
計	12,603,087	2,025,240	14,628,328	30,422	14,597,905
セグメント利益又は損失( )	313,531	485,831	172,300	176,608	348,908
セグメント資産	18,067,676	5,641,534	23,709,211	2,198,760	21,510,451
その他の項目					
減価償却費	862,846	461,596	1,324,442	29,411	1,353,854
のれん償却額	15,527		15,527		15,527
のれん残高	295,025		295,025		295,025
減損損失	1,250,808	2,103,221	3,354,030		3,354,030
持分法適用会社への投資額				354,013	354,013
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	731,791	628,292	1,360,083	14,177	1,374,260

(注) 1 セグメント利益又は損失( )の調整額 176,608千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、当該全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント資産の調整額 2,198,760千円には、報告セグメント間の相殺消去 3,037,304千円、各報告セグメントに配分していない全社資産838,544千円が含まれております。全社資産は主に報告セグメントに帰属しない現金預金、投資有価証券、管理部門に係る資産であります。

3 減価償却費の調整額29,411千円は、各報告セグメントに帰属しない全社資産での減価償却費であります。

4 減損損失は、建物及び工具器具備品等の有形固定資産及びソフトウェア等の無形固定資産によるものであります。

5 持分法適用会社への投資額の調整額は354,013千円は、各報告セグメントに属していないものであります。

6 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額14,177千円は各報告セグメントに帰属しない当社での設備投資額であります。

7 セグメント利益又は損失( )は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額(注)	連結財務諸表 計上額
	日本	中国	計		
売上高					
外部顧客への売上高	8,811,061	1,736,530	10,547,592		10,547,592
セグメント間の内部 売上高又は振替高	27,603		27,603	27,603	
計	8,838,664	1,736,530	10,575,195	27,603	10,547,592
セグメント損失( )	1,175,572	217,450	1,393,023	153,402	1,546,426
セグメント資産	16,642,557	4,420,631	21,063,189	2,548,468	18,514,720
その他の項目					
減価償却費	740,648	312,014	1,052,662	29,116	1,081,778
のれん償却額	20,703		20,703		20,703
のれん残高	274,322		274,322		274,322
減損損失	843,702	336,579	1,180,282		1,180,282
持分法適用会社への投資額				632,974	632,974
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	108,783	57,217	166,001		166,001

(注) 1 セグメント損失( )の調整額 153,402千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、当該全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント資産の調整額 2,548,468千円には、報告セグメント間の相殺消去 3,435,899千円、各報告セグメントに配分していない全社資産887,431千円が含まれております。全社資産は主に報告セグメントに帰属しない現金預金、投資有価証券、管理部門に係る資産であります。

3 減価償却費の調整額29,116千円は、各報告セグメントに帰属しない全社資産での減価償却費であります。

4 減損損失は、建物及び工具器具備品等の有形固定資産及びソフトウェア等の無形固定資産によるものであります。

5 持分法適用会社への投資額の調整額632,974千円は、各報告セグメントに属していないものであります。

6 セグメント損失( )は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

## 【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

## 1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2 地域ごとの情報

## (1) 売上高

地域ごとの情報は、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	中国	合計
8,084,711	4,189,528	12,274,239

## 3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

## 1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2 地域ごとの情報

## (1) 売上高

地域ごとの情報は、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	中国	合計
7,267,031	3,046,945	10,313,976

## 3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	日本	中国	
減損損失	1,250,808	2,103,221	3,354,030

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	日本	中国	
減損損失	843,702	336,579	1,180,282

## 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(のれんの金額の重要な変動)

日本セグメントにおいて、株式会社タカチホからの温浴事業一部譲り受けに伴い、合同会社極楽湯東日本を設立し、同社を連結子会社といたしました。

なお、当該事象によるのれんの増加額は、当連結会計年度において310,553千円であります。のれんの償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

のれんの償却額及び未償却残高に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

## 1 関連当事者との取引

## (1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

## (ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

## (イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

## 1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

## 2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	新川隆文			当社代表取締役	(被所有)直接 1.8	資金の貸付	貸付金の回収	19,539	長期貸付金	
							利息の受取	165		

(注) 1 役員貸付金については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2 上記の取引金額には消費税等を含めておりません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

## 1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

## 2. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

## (2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

## (ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	姜豊年			子会社 董事		資金の出資	出資の払戻	27,540		
役員	蘇聰儒			子会社 董事		資金の出資	出資の払戻	17,122		

## (イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	新川隆文			当社代表取締役	(被所有)直接 1.8	資金の出資	出資の払戻	29,090		



当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	212.62 円	55.32円
1株当たり当期純損失金額( )	196.67 円	179.55円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載していません。

2 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純損失金額		
親会社株主に帰属する当期純損失金額 ( ) (千円)	3,264,590	3,081,603
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当 期純損失金額( ) (千円)	3,264,590	3,081,603
普通株式の期中平均株式数 (株)	16,599,688	17,163,361

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	3,966,197	1,330,993
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	427,295	308,164
(うち新株予約権)	(250,644)	(308,164)
(うち非支配株主持分)	(176,650)	(-)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	3,538,902	1,022,829
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末 の普通株式の数 (株)	16,644,525	18,489,225
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式の概要	新株予約権14種類(新株 予約権の数29,302個)。 なお、新株予約権の概要 は「第4 提出会社の状 況、1 株式等の状況、 (2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の 内容」に記載のとおりで あります。	新株予約権16種類(新株 予約権の数54,977個)。 なお、新株予約権の概要 は「第4 提出会社の状 況、1 株式等の状況、 (2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の 内容」に記載のとおりで あります。

## (重要な後発事象)

1 取締役、監査役、従業員、子会社従業員に対するストック・オプション（新株予約権）の付与について当社は、2021年5月20日開催の取締役会において、2021年6月28日開催予定の第42期定時株主総会における承認を前提に、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役、従業員、子会社従業員に対して、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件とした議案を、以下のとおり付議することを決議いたしました。

## (1) 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、優秀な人材を継続的に確保すること、また、適正な監査に対する意識を高めること等を目的として、当社取締役、監査役、従業員、子会社従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。

## (2) 株主総会決議による委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

6,000個（普通株式600,000株）

## (3) 新株予約権の払込金額

本新株予約権につき金銭の払込みを要しない。

## 2 借入金返済条件の変更について

当社は、シンジケートローン契約における借入金返済条件の変更について全ての取引金融機関と合意しておりません。三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローンについては、2021年6月30日迄に借入金返済条件の変更に関する契約を締結しております。また、みずほ銀行をアレンジャーとするシンジケートローンは、2021年7月30日迄に借入金返済条件の変更に関する契約を締結予定です。

## (1) 目的

運転資金の確保

## (2) 借入先の名称

- ・三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローン（4件）
- ・みずほ銀行をアレンジャーとするシンジケートローン（1件）

## (3) 同意書の取得時期

2021年6月15日（三井住友銀行）、6月16日（みずほ銀行）

## (4) 条件変更の内容

2021年6月末以降6か月間の期間内に期限の到来する元本返済について猶予とする。

## (5) 条件変更の内容

条件変更が損益に及ぼす影響は軽微であります。

## 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

(千円)

区分	当期首残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	991,560	1,767,297	0.5	
1年以内に返済予定の長期借入金	2,422,044	2,099,219	1.4	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	8,702,582	7,670,307	1.4	2022年～2033年
その他有利子負債				
合計	12,116,186	11,536,824		

(注) 1 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

(千円)

区分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
長期借入金	2,259,479	1,445,479	2,175,584	893,590	896,174

## 【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

## (2) 【その他】

## 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	1,364,041	4,304,732	7,363,331	10,547,592
税金等調整前 四半期(当期)純損失金額( ) (千円)	1,055,722	1,319,585	1,493,848	2,264,611
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失金額( ) (千円)	968,039	1,246,078	1,394,740	3,081,603
1株当たり 四半期(当期)純損失金額( ) (円)	58.16	74.64	82.50	179.55

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純損失金額( ) (円)	58.16	16.60	8.58	93.98

## 2 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,709,506	2,662,155
売掛金	1 60,124	1 92,394
未収入金	1 350	1 106
関係会社貸付金	3,069,692	3,798,366
1年内償還予定の関係会社社債	740,060	
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	886,425	
その他	1 124,843	1 204,033
流動資産合計	8,591,002	6,757,056
固定資産		
有形固定資産		
土地	2 1,302,226	2 1,302,226
その他	155,870	155,870
減価償却累計額	84,557	90,704
その他(純額)	71,312	65,165
有形固定資産合計	1,373,538	1,367,391
無形固定資産		
その他	44,306	19,294
無形固定資産合計	44,306	19,294
投資その他の資産		
長期貸付金	312,830	344,195
関係会社株式	2,071,004	1,316,233
関係会社長期貸付金	4,521,597	5,617,423
関係会社社債	730,360	1,470,420
その他	274,346	322,800
貸倒引当金	911,679	1,479,805
投資その他の資産合計	6,998,458	7,591,267
固定資産合計	8,416,303	8,977,953
資産合計	17,007,305	15,735,010

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
短期借入金	3, 4 900,000	3, 4 1,731,500
1年内償還予定の社債	31,500	
1年内返済予定の長期借入金	2, 3, 4 2,422,044	2, 3, 4 2,099,219
未払法人税等	17,548	47,928
その他	38,319	35,961
流動負債合計	3,409,411	3,914,609
固定負債		
長期借入金	2, 3, 4 8,702,582	2, 3, 4 7,670,307
繰延税金負債		7,458
その他	67,846	23,269
固定負債合計	8,770,428	7,701,035
負債合計	12,179,840	11,615,645
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	3,683,193	3,683,193
資本剰余金		
資本準備金	1,029,793	1,029,793
その他資本剰余金	2,622,918	2,250,876
資本剰余金合計	3,652,711	3,280,669
利益剰余金		
利益準備金	50	50
その他利益剰余金	1,773,705	3,088,490
別途積立金	32,907	32,907
繰越利益剰余金	1,806,612	3,121,398
利益剰余金合計	1,773,655	3,088,440
自己株式	954,138	36,305
株主資本合計	4,608,110	3,839,115
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	31,290	27,915
評価・換算差額等合計	31,290	27,915
新株予約権	250,644	308,164
純資産合計	4,827,465	4,119,365
負債純資産合計	17,007,305	15,735,010

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
<b>売上高</b>		
フランチャイズ関連収入	1 501,005	1 242,672
<b>売上高合計</b>	501,005	242,672
<b>売上原価</b>		
フランチャイズ関連原価	2 13,180	2 13,180
<b>売上原価合計</b>	13,180	13,180
<b>売上総利益</b>	487,825	229,492
販売費及び一般管理費	3 502,585	3 410,596
<b>営業損失( )</b>	14,760	181,103
<b>営業外収益</b>		
受取利息	245,032	223,659
デリバティブ評価益		92,734
為替差益		244,257
その他	4,360	11,307
<b>営業外収益合計</b>	4 249,392	4 571,958
<b>営業外費用</b>		
支払利息	109,044	113,599
支払手数料		60,305
シンジケートローン手数料	40,562	8,183
為替差損	210,475	
原油スワップ差損	43,864	8,445
その他	19,944	1,018
<b>営業外費用合計</b>	423,891	191,551
<b>経常利益又は経常損失( )</b>	189,259	199,302
<b>特別利益</b>		
新株予約権戻入益	1,624	6,134
投資有価証券売却益	752	
<b>特別利益合計</b>	2,376	6,134
<b>特別損失</b>		
貸倒引当金繰入額	911,679	506,394
子会社株式評価損	1,203,841	934,770
<b>特別損失合計</b>	2,115,521	1,441,165
<b>税引前当期純損失( )</b>	2,302,403	1,235,727
法人税、住民税及び事業税	1,210	33,735
法人税等調整額	13,195	45,322
<b>法人税等合計</b>	14,405	79,057
<b>当期純損失( )</b>	2,316,808	1,314,785

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,664,741	1,011,341	2,622,918	3,634,260	50	32,907	609,442	642,400
当期変動額								
新株の発行	18,451	18,451		18,451				
剰余金の配当							99,246	99,246
当期純損失( )							2,316,808	2,316,808
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	18,451	18,451		18,451			2,416,055	2,416,055
当期末残高	3,683,193	1,029,793	2,622,918	3,652,711	50	32,907	1,806,612	1,773,655

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計		
当期首残高	954,138	6,987,263	2,247	2,247	198,393	7,183,409
当期変動額						
新株の発行		36,903			7,833	29,069
剰余金の配当		99,246				99,246
当期純損失( )		2,316,808				2,316,808
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			29,042	29,042	60,084	31,041
当期変動額合計		2,379,152	29,042	29,042	52,251	2,355,943
当期末残高	954,138	4,608,110	31,290	31,290	250,644	4,827,465



当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,683,193	1,029,793	2,622,918	3,652,711	50	32,907	1,806,612	1,773,655
当期変動額								
新株の発行								
剰余金の配当								
当期純損失( )							1,314,785	1,314,785
自己株式の処分			372,042	372,042				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計			372,042	372,042			1,314,785	1,314,785
当期末残高	3,683,193	1,029,793	2,250,876	3,280,669	50	32,907	3,121,398	3,088,440

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計		
当期首残高	954,138	4,608,110	31,290	31,290	250,644	4,827,465
当期変動額						
新株の発行						
剰余金の配当						
当期純損失( )		1,314,785				1,314,785
自己株式の処分	917,832	545,790			2,859	542,930
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			3,375	3,375	60,379	63,754
当期変動額合計	917,832	768,995	3,375	3,375	57,519	708,100
当期末残高	36,305	3,839,115	27,915	27,915	308,164	4,119,365

## 【注記事項】

## (重要な会計方針)

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法を採用しております。
  - (2) その他有価証券
    - a 時価のあるもの  
当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
    - b 時価のないもの  
移動平均法による原価法を採用しております。
- 2 デリバティブ取引により生じる正味の債権(及び債務)の評価基準及び評価方法  
時価法を採用しております。
- 3 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)  
定額法を採用しております。  
主な耐用年数は以下のとおりです。

建	物	10年～15年
工具、器具及び備品		5年～10年
  - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)  
定額法を採用しております。  
なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年～7年)に基づいております。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 4 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。  
一般債権  
貸倒実績率法を採用しております。  
貸倒懸念債権及び破産更生債権  
財務内容評価法を採用しております。
  - (2) 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
  - (3) 退職給付引当金  
従業員の退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しております。
- 5 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- 6 ヘッジ会計の方法
  - (1) ヘッジ会計の方法  
特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。
  - (2) ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段...金利スワップ取引  
ヘッジ対象...借入金利息

## (3) ヘッジ方針

当社規程に基づき、借入金に係る金利変動をヘッジしております。

## (4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため有効性の判定を省略しております。

## 7 その他財務諸表作成のための基本となる重要事項

## 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

## (重要な会計上の見積り)

当社の個別財務諸表には、経営者の見積りを含みます。資産・負債及び損益に影響を与える見積りは、過去の実績やその他の様々な要因を勘案し経営者が合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際に生じる結果とは異なる可能性があります。

中でも、新型コロナウイルス感染症の影響は、当事業年度末日における見積りに勘案すべき不確実性の高い事象であり、当該事象は温浴事業に影響を及ぼしているものと認識しております。同業界では、総体として需要の減退が顕著でありコロナ以前までの需要の回復には複数年を要するとの見方があるものの、当社の温浴事業はワクチン接種等により2022年度にかけて回復していくものとの仮定に基づいております。このような仮定に関し、将来の不確実性がさらに高まった場合には、その時点で見積りの修正を行う可能性があります。

上記の他、当社の個別財務諸表に重要な影響を与える可能性のある主な見積りは、以下の通りであります。

## ・子会社株式評価損

当事業年度に計上した子会社株式評価損の金額は934,770千円であり、当社連結子会社である株式会社極楽湯において財政状態が悪化し実質価額が著しく低下したことによるものであります。

当該実質価額には将来の回収可能額の増加による純資産額に与える影響を考慮しておりますが、回収可能価額には、事業計画に基づく売上高・原価など重要な仮定に不確実性があり、計画に対し遅れが生じた場合、個別財務諸表に影響を与える可能性があります。

## (表示方法の変更)

当事業年度より、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を適用しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11号ただし書きに定める経過的な取り扱いに従って、前事業年度に係る内容について、記載しておりません。

## (追加情報)

当社グループ子会社各社は新型コロナウイルスの影響を受け、財政状態が悪化していることから、当面の間、子会社支援として経営指導料等の免除又は減免を行っていく方針であります。当該経営指導料等の免除又は減免により当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

## (貸借対照表関係)

## 1 関係会社に対する資産

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
売掛金	60,124	92,394
未収入金	134	106
流動資産その他	71,762	181,585
長期未収入金	-	34,337

## 2 担保資産及び担保債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
土地	1,221,938	1,302,226
計	1,221,938	1,302,226

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	189,256	1,086,915
長期借入金	1,550,770	3,827,367
計	1,740,026	4,914,283

- 3 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行と当座貸越契約を締結しております。また、当社は取引金融機関20行とシンジケート方式による貸出コミットメントライン契約を締結し、出店資金及び運転資金を調達しております。そのうち、これらの契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。

なお、当該貸出コミットメントライン契約には連結貸借対照表の純資産の部の金額や、連結損益計算書の経常損失により算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されております。

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
当座貸越極度額	1,800,000	1,700,000
借入実行残高	900,000	1,600,000
差引額	900,000	100,000

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
貸出コミットメントの増額	3,204,480	3,204,480
借入実行残高	3,204,480	3,204,480
差引額	-	-

## 4 財務制限条項

当社は金融機関20行とシンジケート契約を締結しており、本契約には連結貸借対照表の純資産の部の金額や、連結損益計算書の経常損失により算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されております。これについて、当会計年度末において当該財務制限条項に抵触しておりますが、主要取引先金融機関と密接な関係を維持し、定期的な建設的な協議を継続していることから、今後も主要取引先金融機関より継続的な支援が得られるものと考えております。

なお、この契約に基づく会計年度末日における借入残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	1,377,828	1,253,349
長期借入金	5,403,852	4,407,029
計	6,781,680	5,660,379

## (損益計算書関係)

- 1 フランチャイズ関連収入は、ロイヤリティ収入、子会社に対する経営指導料、店舗設備の販売及び入浴関連資材の販売等であり、金額は下記のとおりです。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
ロイヤリティ等収入	33,162	27,603
その他収入	467,842	215,069

- 2 フランチャイズ関連原価は、店舗設備の原価・入浴関連資材の原価等であります。

- 3 販売費及び一般管理費の主なもの

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
役員報酬	117,195	90,945
給料手当	91,021	48,347
株式報酬費用	61,928	60,313
減価償却費	3,389	3,294
租税公課	57,203	57,226
支払報酬	45,689	42,619

## おおよその割合

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
販売費	1%	1%
一般管理費	99%	99%

- 4 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
受取利息	245,032	214,507

## (有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2020年3月31日)

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式			
関連会社株式	435,635	451,555	15,920
計	435,635	451,555	15,920

当事業年度(2021年3月31日)

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式			
関連会社株式	435,635	534,952	99,317
計	435,635	534,952	99,317

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
子会社株式	1,635,369	700,598
関連会社株式		180,000
計	1,635,369	880,598

これらについては、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
税務上の繰越欠損金	35,157	3,637
貸倒引当金	279,155	453,116
株式報酬費用	51,579	67,582
現物出資差額	25,042	25,042
子会社株式	368,616	654,842
会社分割に伴う承継会社株式	584,567	584,567
その他	25,723	27,187
繰延税金資産小計	1,369,839	1,815,973
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	5,698	3,637
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,326,277	1,812,336
評価性引当額小計	1,331,975	1,815,973
繰延税金資産合計	37,864	-
<b>繰延税金負債</b>		
未払事業税	-	7,458
繰延税金負債合計	-	7,458
繰延税金資産の純額	37,864	7,458

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

「第5 経理の状況 - 1 連結財務諸表等 - 注記事項 - (重要な後発事象)」をご参照ください。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額	当期償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
土地	1,302,226			1,302,226			1,302,226
その他	155,870			155,870	90,704	6,147	65,165
有形固定資産計	1,458,096			1,458,096	90,704	6,147	1,367,391
無形固定資産							
その他	244,993			244,993	225,699	25,011	19,294
無形固定資産計	244,993			244,993	225,699	25,011	19,294

## 【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金	911,679	568,125	-	-	1,479,805

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで															
定時株主総会	6月中															
基準日	3月31日															
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日															
1単元の株式数	100株															
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額															
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、電子公告によることができない事故その他やむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 <a href="https://www.gokurakuyu-holdings.co.jp/ir/koukoku.html">https://www.gokurakuyu-holdings.co.jp/ir/koukoku.html</a>															
株主に対する特典	<p>毎年9月末現在の株主名簿に記録された株主様に対し、極楽湯グループ各店でご利用頂ける「無料入浴券」を進呈基準に従い発行致します。(1)</p> <p>(株主名簿の記録確認を3月末・9月末に行う)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>株主名簿への記録</th> <th>連続3回 (1年以上)</th> <th>連続5回以上 (2年以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100株以上</td> <td>4枚</td> <td>5枚</td> </tr> <tr> <td>300株以上</td> <td>6枚</td> <td>7枚</td> </tr> <tr> <td>500株以上</td> <td>10枚</td> <td>11枚</td> </tr> <tr> <td>5,000株以上</td> <td>20枚</td> <td>21枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 極楽湯(直営全店・一部FC店)・・・1名様ご利用につき1枚必要  RAKU SPA Cafe 浜松、祥楽の湯・・・1名様ご利用につき1枚必要  RAKU SPA 鶴見、RAKU SPA GARDEN 名古屋・・・1名様ご利用につき2枚必要  RAKU SPA 1010 神田(銭湯・サウナコース)・・・1名様ご利用につき1枚必要  RAKU SPA 1010 神田(RAKU SPAコース)・・・1名様ご利用につき2枚必要  海外店舗(直営全店)・・・1名様ご利用につき2枚必要</p> <p>2 ご利用できない店舗  さっぽろ弥生店、さっぽろ手稲店、京王高尾山温泉/極楽湯  枚方店、東大阪店、尼崎店、海外FC店全店</p> <p>3 RAKU SPA 1010 神田を25時以降、RAKU SPA 鶴見、RAKU SPA GARDEN 名古屋を26時以降ご利用の場合は、別途料金が発生致します。</p>	株主名簿への記録	連続3回 (1年以上)	連続5回以上 (2年以上)	100株以上	4枚	5枚	300株以上	6枚	7枚	500株以上	10枚	11枚	5,000株以上	20枚	21枚
株主名簿への記録	連続3回 (1年以上)	連続5回以上 (2年以上)														
100株以上	4枚	5枚														
300株以上	6枚	7枚														
500株以上	10枚	11枚														
5,000株以上	20枚	21枚														

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。  
会社法第189条第2項各号に掲げる権利  
会社法第166条第1項の規定による請求をする権利  
株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利



## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第41期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

2020年6月30日関東財務局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年6月30日関東財務局長に提出。

#### (3) 四半期報告書及び確認書

第42期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

2020年8月14日関東財務局長に提出。

第42期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)

2020年11月13日関東財務局長に提出。

第42期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)

2021年2月12日関東財務局長に提出。

#### (4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書

2020年7月1日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号(連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を充てる事象)の規定に基づく臨時報告書

2020年11月27日関東財務局長に提出。

#### (5) 有価証券届出書及びその添付書類

第三者割当による新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行

2020年7月8日関東財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月29日

株式会社極楽湯ホールディングス

取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指定社員

公認会計士

原

伸之

業務執行社員

指定社員

公認会計士

谷

田修一

業務執行社員

## &lt;財務諸表監査&gt;

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社極楽湯ホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社極楽湯ホールディングス及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

店舗固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社極楽湯ホールディングス及び連結子会社は、日本及び中国で温浴事業を展開している。当連結会計年度の連結貸借対照表の有形固定資産合計は10,313,976千円であり、また、連結財務諸表注記「(重要な会計上の見積り)及び(連結損益計算書関係 2 減損損失)」に記載されているとおり、当連結会計年度において、温浴事業に係る減損損失1,180,282千円を計上している。</p> <p>株式会社極楽湯ホールディングス及び連結子会社は、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしており、店舗別に減損の兆候の有無を把握し、兆候が識別された店舗に関して、減損損失の認識の判定を行っている。</p> <p>減損の兆候があり、当該店舗から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、回収可能価額(使用価値又は正味売却価額のいずれか高い方の金額)まで帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として計上している。</p> <p>減損損失の認識及び測定において使用する回収可能価額は、将来の事業計画及び過去の実績等を考慮して計算された将来キャッシュ・フローの見積りや割引率等の複数の仮定に基づいているが、これらは今後の市場環境の変化により影響を受ける可能性があり、不確実性及び経営者の判断を伴う。</p> <p>以上の理由により、当監査法人は、店舗固定資産の減損を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、有形固定資産の減損の兆候判定、減損損失の認識及び測定について、主として、以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来の事業計画に含まれる、新型コロナウイルス感染症の影響、市場環境の見込みや予定されている施策の内容、重要な仮定について経営者と議論し、関連する資料を閲覧した。</li> <li>・将来の事業計画(将来キャッシュ・フローの見積りを含む)の見積りの合理性を評価するため、過年度における将来計画とその後の実績との比較、過年度及び当年度の実績と将来計画の比較を実施した。</li> <li>・使用価値算定にかかる見積手法、仮定及びデータが合理的に適用されているかを検討した。</li> <li>・将来キャッシュ・フロー等の重要な仮定の変化が使用価値に与える影響を分析することにより、経営者が算定した使用価値の合理性を評価した。</li> </ul>

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社極楽湯ホールディングスの2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社極楽湯ホールディングスが2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告

に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2021年6月29日

株式会社極楽湯ホールディングス

取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指定社員

業務執行社員

公認会計士

原

伸

之

指定社員

業務執行社員

公認会計士

谷

田

修

一

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社極楽湯ホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第42期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社極楽湯ホールディングスの2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社極楽湯ホールディングスの当事業年度の貸借対照表の関係会社株式は1,316,233千円であり、また、財務諸表注記「(重要な会計上の見積り)」に記載のとおり、当会計年度において、子会社株式評価損934,770千円を計上している。</p> <p>会社は、関係会社株式の評価に際して、超過収益力を加味した実質価額を基に減損処理の要否及び減損金額を決定している。少なくとも実質価額が取得原価に比べて50%以上低下している場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない限り、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として減損処理している。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により各関係会社の財政状態は営業損失や減損損失の計上等により悪化している。</p> <p>関係会社株式の評価に使用する実質価額は、関係会社の将来の事業計画を基礎としている。関係会社の将来の事業計画には、将来の市場環境の予測や関係会社が実施する施策等を考慮されて見積りにより作成されているが、これらは今後の市場環境の変化により影響を受ける可能性があり、不確実性及び経営者の判断を伴う。</p> <p>以上の理由により、当監査法人は、関係会社株式の評価を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社株式の評価について、主として、以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来の事業計画に含まれる、新型コロナウイルス感染症の影響、市場環境の見込みや予定されている施策の内容、重要な仮定について経営者と議論し、関連する資料を閲覧した。</li> <li>・実質価額算定にかかる見積手法、仮定及びデータが合理的に適用されているかを検討した。</li> <li>・将来の事業計画について、経営者によって承認された事業計画との整合性を検討した。</li> <li>・将来の事業計画に含まれる損益数値といった重要な仮定の変化が実質価額に与える影響を分析することにより、経営者が算定した実質価額の合理性を評価した。</li> </ul>

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。